

# 淀川水系流域委員会 第33回淀川部会

## 議事録

(確定版)

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行ったうえで確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております。(詳しくは最終頁をご覧ください)。

高田委員、寺川委員

日 時：平成17年12月13日(火) 13:01~16:19

場 所：天満研修センター 9階 イベントホール

〔午後 1時 1分 開会〕

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

皆様お待たせいたしました。定刻となりましたので、また委員の皆様の出席が定足数に達しておりますので、これより淀川水系流域委員会第33回淀川部会を開会させていただきます。司会進行は、庶務を担当しておりますみずほ情報総研の鈴木が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速審議に入る前に、配布資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。

まず、配布資料でございますが、袋詰めをあけていただきまして、頭に「発言にあたってのお願い」がございます。その後ろに「議事次第」、さらにその後ろに配付資料がございます。「配布資料リスト」に従いまして、資料の確認をさせていただきたいと存じます。まず、報告資料1、前回部会の結果報告でございます。審議資料1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見（案）」でございます。それから「その他資料」として委員会の今後のスケジュール、それから参考資料2点でございます。資料につきまして不足等ございましたら、庶務までお申しつけください。

それから、発言に当たってのお願い等でございます。発言をいただく際は緑色の「発言にあたってのお願い」をご一読ください。ご発言の際には、必ずマイクを通してお名前をいただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。

本日は一般傍聴の方にも発言の時間を設けさせていただく予定でございますので、委員の方々の審議中の発言はご遠慮いただきたいと思います。

また、携帯電話につきましては電源をお切りいただくかマナーモードに設定をお願いいたします。

本日の部会は3時間を予定しておりまして、16時に終了の予定です。それでは、今本部長、よろしくお願いいたします。

○今本部長

それでは、最初に報告から入らせていただきます。第32回淀川部会結果報告について、庶務の方からお願いします。

〔報告〕

1) 第32回淀川部会結果報告について

○庶務（みずほ情報総研 篠田）

報告資料1は10月21日に開催されました第32回淀川部会の結果報告でございます。ご説明をさせていただきます。

3の審議についてですけれども、ダム調査検討の意見交換に先立って、天ヶ瀬ダムに関する低周波音の資料説明がありまして、意見交換が行われています。内容はちょっと省略させていただきます。

次に、大戸川ダムの調査検討に関する意見交換ですが、以下に治水関係を中心に10項目ほど内容が記されておりますが、全部説明しますとちょっと時間が長くなりますので、申しわけないですけど、最初の3つの部分に限って説明させていただきます。

まず、最初のポチの部分ですけれども、調査検討の内容に先立って、河川管理者の5ダムの方針確認の質問がされておまして、大戸川の治水は宇治川・淀川の河川整備が進んだ段階で狭窄部開削とあわせて検討するとされていますが、大戸川の治水対策は下流の河川整備が進むまで放置しておくという意味ですかという質問に対しまして、河川管理者の方からは、当面の大戸川の治水対策についても滋賀県との調整を進めて対策を何らかの形で考えているという内容の答えがありました。

次のポチですけれども、流域委員会は、大戸川の治水対策に関する滋賀県との調整についてコメントできる立場にあるのかお聞きしたい、当初から委員会は直轄区間だけではなく関連する事項についても意見を言うていくという考え方でやってきたとの質問に対しまして、流域委員会には河川整備計画に付随して意見を述べないといけないことについては意見を言っていた、特に今回の件だからスタンスを変えなければならないということではないという返答になりました。

3番目のポチです。大戸川の流下能力が $300\text{m}^3/\text{s}$ 以下の箇所が幾つかある、洪水時にここから自然にあふれる分が調整されて $300\text{m}^3/\text{s}$ 程度が瀬田川に合流するという理解でよいかとの質問に対しましては、実際には氾濫したものがまた川に戻るため、流量は $300\text{m}^3/\text{s}$ よりもう少し大きいものが流れることになる、 $300\text{m}^3/\text{s}$ はダムで調整した後の流量なので、瀬田川で合流する流量は氾濫がどのように起きたかによっても変わりますとの返答であります。

次ですけれども、大戸川に関しまして、ちょっとここで打ち切らせていただきまして、天ヶ瀬ダムについての方にいきたいと思っております。2枚目になります。ここでは、済みません、審議の時間もありますのでちょっと2点ほど説明させていただきます。

最初のポチの部分ですけれども、塔の島地区の景観を考えていく上において、本来あるべき姿とは何かという問題があり、宇治川とその両方の山際の寺院との関係の中で一連のつながりを持たせ、水辺の視野を遮らないことが大切だと考えています、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ を流すためのパラペットは水辺との一体感を崩してしまうことになりかねない、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ を $1,300\text{m}^3/\text{s}$ にしてパラペットを下げる等の調整ができないかという質問がありました。この後、いろいろ議論がされております。

次のポチですが、塔の島地区下流に可動堰をつくれば、塔の島地区を掘削したとしても亀石の景

観やウ飼い等の問題を解決できるのではないかと考えており、河道掘削プラス可動堰という案ははなから河川管理者として無理な話なのではないかと質問に対しまして、別途委員会におきまして可動堰ではなくマウンドのご提案をいただいております、検討を始めたところでもあります。可動堰やマウンド案も含めて検討していくことを考えております、ただしあのあたりの河川勾配が急ですので、亀石付近の水位を保つためには相当高い堰になってしまう可能性があり、難しいかもしれないとのご返事がありました。

ちょっとはしよりましたけども、以上で終わります。

○今本部長

ありがとうございました。

ただいまの報告に対しまして、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご承認願います。

〔審議〕

1) 「大戸川の調査検討についての意見（案）」の検討について

○今本部長

続きまして、議事に入らせていただきます。

議事の1は「大戸川の調査検討についての意見（案）」であります。この部分は内容的にかなり短いものですから、庶務の方で通読していただけますか。よろしく願います。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、審議資料1でございますが、意見の案でございます。15ページからということですのでよろしいでしょうか。「大戸川ダム」というところ。

それでは、15ページをお開きください。「3 大戸川ダム」でございます。

3-1 大戸川ダムの経緯

大戸川ダム事業は、1991年3月に特定多目的ダム法に基づくものとして基本計画が告示されている。当時の計画概要によれば、瀬田川の洗堰直下の左岸に合流する大戸川の中流部岩ヶ谷地点に、高さ92.5m、総貯水量3360万m<sup>3</sup>の重力式コンクリートダムを建設しようとするものであって、事業の目的として、①洪水調節（大戸川・宇治川・淀川）、②流水の正常な機能の維持、③新規利水（大阪府、京都府、大津市）、④発電、が挙げられている。

その後、03年9月の「基礎原案」で、大戸川ダムの目的は、①琵琶湖の急速な水位低下の抑制、②日吉ダムの利水容量の振替、③洪水調節（大戸川・宇治川・淀川）、へと大きく変更さ

れた。とくに注目されるのは、大戸川ダムの目的から新規利水が除外され、日吉ダムの利水振替が新たに加えられたことである。なお、発電はダムができた場合の付随的効果であるため、主な目的には取り上げられなかったものと推測される。

さらに、04年12月の「淀川水系5ダムの調査検討について（中間とりまとめ）」では、日吉ダムの治水容量を増大させるために利水容量を大戸川ダムに振り替えても亀岡地区の治水への効果が小さいため、この振替は採用しないとされた。

そして、05年7月の「大戸川ダムの調査検討（とりまとめ）」では、利水者である大阪府・京都府および大津市が全量撤退の見込みであり、保津峡・岩倉峡の開削がないままで天ヶ瀬ダム再開発が行われた場合は宇治川・淀川への洪水調節の効果は小さいという調査検討結果が示され、大戸川ダムの目的は大戸川の洪水調節のみとなった。

大戸川ダムが治水単独目的の事業となると、治水分の事業費が増加し、経済的に不利になるとの理由で、新たなダムの方針では「当面実施せず」とされた。

### 3-2 大戸川ダム事業に関わる今後の課題

#### 3-2-1 大戸川の治水

##### (1) 大戸川下流域の現況

大戸川は、田上山地からの土砂流入により、「水七合に砂三合」といわれるほど、洪水流の土砂含有率が高く、これが洪水災害を激甚化させてきた。明治時代に始まった近代砂防事業により土砂流入は沈静化されつつあるが、危険が去ったわけではない。

平成11年の測量断面から推測された現況流下能力を見ると、無堤区間や狭窄部によるせき上げの影響区間があり、大洪水時にはそれらの区間から氾濫し、下流への流量は自然に軽減されるようになっている。度重なる氾濫により、江戸時代から集落の高台への集団移転が繰り返され、現在は氾濫区域の多くは農地として利用され、人家は少ない。

次のページでございます。

##### (2) 大戸川の治水対策

新たなダムの方針では、「大戸川ダム事業は当面実施せず」、「大戸川の治水対策の実施について今後関係者と調整する」とされている。したがって、「調整結果」が発表された段階で改めて流域委員会としての意見を述べることとするが、大戸川の治水対策の実施については、直轄化をも視野に入れた国の関与が必要である。ここでは河川管理者が示した大戸川ダムの代替案についての意見を示しておく。

河川管理者が示した代替案は、①河川改修案（河道拡幅および河床掘削）、②遊水地案、③

建物耐水化案、の3つであるが、以下のような問題を含んでいる。

①の河川改修案では、ダムが建設された場合の目標流量であった $550\text{m}^3/\text{s}$ を、ダムが建設されない場合でも踏襲すべきであろう。現況では流下能力が $300\text{m}^3/\text{s}$ 以下の区間があり、早急に増大を図る必要がある。ダムが当面実施されない状況では、ダムが建設された場合の目標流量を超過することを当然想定せねばならず、越水を考慮した堤防強化を実施する必要がある。なお、大戸川の流下能力の増大は天ヶ瀬ダムへの流入量の増大をもたらすため、瀬田川洗堰の放流操作にも影響が及ぶことに注意する必要がある。②の遊水地については適地があるかが問題である。土地利用の現況からいえば、農道あるいは道路を2線堤として活用し、農地に遊水機能をもたせることについても検討する必要がある。③の建物耐水化案については、河川管理者が直接実施する事業ではないとしても、治水の現状を関係者の周知し、この事業への理解と協力を得る努力が続けられねばならない。

いずれにせよ、事業計画の変更にあたっては住民の合意を得る必要があるが、合意の形成には相当の時日を要することが予想される。この間、大戸川の洪水が放置されるようなことになってはならないのであって、実効性のある新たな治水対策を早急に示す必要がある。

### 3-2-2 関連事業等

ダム建設と併せて行なわれることになっていた水源地域対策や県道大津信楽線整備については、河川管理者の誠意ある対応が必要である。また、県道の付替えなどの工事に伴う環境への影響を極力抑える必要がある。とくに、ダム建設に利用する予定で積み上げられた第二名神栗東トンネルの掘削土砂の取り扱いと自然環境の回復については、十分な配慮が必要である。

なお、これまでに行なわれた自然環境への影響調査結果を早急に公開する必要がある。

### 3-2-3 地域社会への影響

これまでの治水はともすれば、行政が一方的に進めるものとの意識が強かったように思われる。今後、ダムや河道整備のみによる治水の限界について住民の理解を得るとともに、住民と行政の協働のもとで治水を進めるべく、一層の努力を行う必要がある。なお、移転を余儀なくされた住民に対しては、河川管理者の誠意ある対応がとくに望まれる。

## ○今本部長

ありがとうございました。この部分は、澤井さんがとりまとめに当たってくれたんですが、きょうは講義ということで欠席です。かわって私の方が進行を進めさせていただきますが、ただいまの意見に対して、何かご意見、ご質問ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。大戸川ダムの方は当面実施せずということで、地域にとってはいろんな混

■第33回淀川部会（2005/12/13）議事録

乱が起きているというところでもあるんですが、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○綾委員

綾です。細かいところで恐縮なんですけど、16ページの大戸川の治水対策のところなんですけども、下から2行目なんですけど、「この間、大戸川の洪水が放置されるようなことになってはならないのであって、実効性のある新たな治水対策を早急に示す必要がある」と書いてあるんですけども、ここは洪水の意味なんですか。洪水対策の意味なのか、どっちかよくわからない。どっちでも意味がとれなくはないんですが、ちょっと。

○今本部長

治水対策がいいかもわかりませんね。

○綾委員

ちょっと確認したかったの。

○今本部長

はい。文言については、また最終的にダムワーキングの方でもきちんと当たりたいと思っております。今のところはチェックするようにします。ありがとうございました。

ほかは、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。16ページですね、「（2）大戸川の治水対策」の真ん中あたりに、「②の遊水地については適地があるかが問題である。土地利用の現況からいえば、農道あるいは道路を2線堤として活用し」その後なんですけど、「農地に遊水機能をもたせることについても検討する必要がある」と、これはどういうイメージを描いたらいいかということをお尋ねしたいんですが、普通遊水地である、子どもが最近説明を受けたり現地を見たりしたのは、上野の遊水地とか、そういう遊水地としてきちっとつくったものはイメージも実物もかなりわかるわけです。しかし、農地に遊水機能を持たせるというのは、持ち主の方との話はどのようなことを想定したらよろしいんでしょうかという質問です。

○今本部長

これは持ち主の了解が要るかもわかりませんが、農道等の高さをそろえるとかいうことによって、実質上氾濫した場合に特定の区間に洪水を押し込めようという、氾濫水を押し込めようということなんです。では、遊水地とどう違うのかといえば、遊水地は特定の目的でもちろんやります。この場合には、ほうっておけば非常に広範囲に氾濫が及ぶ。氾濫の量が多ければ結果的にはそう

なるんですけども、もし少なければ、ある特定の地域におさめることができるんじゃないかという考えで、これまでも実質上の2線堤化ということを議論してきたのを、ここに当てはめただけです。特に、大戸川の周辺は農地が多いものですから、こういうことが特に有効じゃないかと考えております。

ほかはよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

**○高田委員**

今の千代延さんの続きですけど、その場合、やはり2線堤で囲われたところ、要するにあふれる方の上流側の田畑、じゃ、うちはいつも遊水地に使われるのかと。これは、やはり地元の合意なり、そういうことは。

**○今本部会長**

要るでしょうね。うちがそうなるんかじゃなくして、そうなるときはそうなるんです。ただ、とどまるものならばそこでとどめようというわけですよ。特に道路を高くするとか、そういうことでもないんです。道路の低いところがあったら、そこからあふれますので、できるだけ高さをそろえて、こういう効果・機能を持たせられないだろうかというだけのことなんですけどね。

はい、どうぞ。

**○本多委員**

3-2-2 関連事業等のところなんですけど、土砂がかなり積み上がっているわけですが、そこでの自然の回復ということで、ここでは回復という言葉を使っておられます。私も、ここでは回復という言葉が適当だろうと思うんですが、余野川ダムでは復元という言葉を使っておられるんですね。その辺で、復元という言葉と回復という言葉をどういうふうに使っているのか、またこれは余野川のところでもまた村上さんに質問しようとは思いますが、ここでは回復ということの意味は何でしょうかということ、一応聞いておこうかなと思うんですけど、よろしく願います。

**○今本部会長**

特に深い意味はありません。余野川の場合と表現は調整したいと思っています。回復と復元が違うとかそういう、特にここは何が何でも回復というつもりではありません。それでよろしいですか。いずれにしても、同じようなところは文言の調整は最終的に行います。

はい、どうぞ。

**○嘉田委員**

嘉田でございます。先ほどの農地の遊水機能ということですが、これは本気で遊水機能を持たせるならば、遊水機能を持たせるための法的な根拠をつくり、それからいわば上土権というところで



## ■第33回淀川部会（2005/12/13）議事録

相当の使用料、空間を使うという使用料を払わなければいけないと思います。私はあふれたらしかたないじゃないかということではなくて、遊水機能を持たせるときにはそういう制度をつくるということを含んでいると理解をしないと、到底地元は納得をしないと思いますね。特に、土地所有者の方たちは。

### ○今本部長

現在の制度ですと、確かにそういう面はあると思います。自分の田んぼがつかって何で隣の田んぼが助かるんだと、自分がだめなときには隣もつけないというふうにも思うかも知れません。だけど、そういう法的なというのではなくして、もっと現実的にできるだけ被害を少なくしようということの1つの方法じゃないだろうか。ただ、現在の法制度では、これは恐らくできないと思うんです。まだ、納得してもらおうとかそういうのは。しかし、逆に道路の整備として高さを一定にしておけば、少なくともその間そこへ水がたまるわけですね。現在ですと、たとえ農道であろうと田んぼ同士つながってますから、たとえオーバーフローしなくてもそこを通じていく。今回の場合、そういうところにちょっとした手当をすれば、氾濫の区域を少なくできるんじゃないかというアイデアから出てきたものです。

はい、どうぞ。

### ○川上委員

何回か現地を見学させていただいて、大戸川が一番高いところを流れておりまして、そして南東方向に向かってずっと土地が緩やかに傾斜しているんですね。そこが田んぼになっているわけです。ですから、何か水を食いとめるものがなければ、広範に水害が及び、土砂だとかいろいろ流木だとかそんなものが堆積してしまうという状況になると思います。

したがって、河川管理者と2線堤で囲まれたところの農家との交渉ということだけではなくて、地域の農家同士の共同体的な考え方に基づいた合意形成がやっぱり必要だと思うんです。そのことによって、いつも冠水するようになったところの農家を、助かるところの農家の人たちが何らかの形で支援するというか応援するというか、そういうふうな地域社会全体での取り組みとしての考え方も必要だと思うんです。もしこれをやらなければ、非常に広範に被害が及んでしまうということですから、そういうことで、この提案がなされていると私は思うんですけども。

### ○嘉田委員

嘉田でございます。日本の治水というのは、ある意味で潜在的受益者は何も負担をしない、経済的負担をしないわけですから、一方的に治水政策をやってもらう方が得なわけです。「活水公費主義」といえます。それで、大戸川ダムの場合には、それによって潜在的にいけばある程度の農地の

被害も防げていたわけですが、その人たちはダムがなくなって、おまえのところはあふれるおそれがふえるよと言いながら何も、いわば補償なりあるいは遊水地契約のようなものがなかったら、地元としてはそう簡単には納得できない。つまり、共同体としてどうこの話ではなくて、まさに共同体の中で議論をしなければいけなくなると思うんですね。

ですから、これはどちらかというとながら私たちが法制度的に、琵琶湖の場合も琵琶湖岸を遊水地としてできないかというときにいろいろ検討していただいたと思うんですが、上野遊水地のご経験もありですし、行政の側でこの法律でこういうことだったらこういうふうにできるというのを詰めていただくということを条件に、この文面を残しておくということが必要だろうと思います。つまり、何らかの社会的措置が必要だと。あふれるのはあふれるままにしておけない。

ただし、あそこは昭和28年の13号台風でも確かに田んぼは被害を受けているんですが、そんなに人家への影響、一部壊れておりますが、もちろんそれは大変なことではあるんですけども、そういう意味で水田の所有者との何らかの社会的な約束というのはなしには済まされないんじゃないかと思えます。

#### ○荻野委員

この地域は湛水常襲地帯です。非常に低いところですね。明治以来集団で住居の引っ越しもしたという、ある意味で湛水あるいは浸水はやむを得ないかなという気がいたします。おっしゃるとおり、ただ一方的に農民が被害を受忍している限りにはいいんですけど、やっぱり自分たちもそこに家を建てたいとか、普通に転用したいというようなことがもしもあれば、何らかの措置をとらないといけないところだと思います。

農林水産省はこういうところに対して、いろんな排水事業をしています。例えば、湛水防除事業とか排水対策特別事業とかいろいろな名前・メニューをつけて、こういう地域の排水改良をしています。それはどういうことかという、ある程度の湛水深・ある程度の湛水時間は許容しないといけませんという条件をつけてポンプ場をつけるなり、過剰にたまる分については、例えば50cmぐらいなら許容湛水深です。しかし、1mを超えると、これは稲に甚大な被害を生ずるので、これはポンプで抜きましょう。それから、湛水時間も24時間を超えるとやはり大きな被害が生ずるので、24時間以内に排水ができるような仕組みをつくりましょうというのが農林水産省側の農地排水事業の考え方なんです。そういうものと組み合わせて、あの地域をうまくあいに利用するということが非常に大事なことであろうかと思えます。

したがって、国土交通省と農林水産省あるいは滋賀県等は、排水事業をどんなふうにするかを議論していただきたいと思えます。

## ■第33回淀川部会（2005/12/13）議事録

それから、もう1つよろしいですか。大戸川ダムの予定地に大量の土砂を置いてますね。あれを、あの低いところに利用して1mぐらい地盤を上げると、いい農地になる可能性もあるわけですね。このような建設残土の利用を、農林水産省は非常に熱心にやっておりますので、ぜひそのことも頭に入れて残土の処理と、低いところを少しかさ上げして排水改良をすとか湛水防除事業等々の農林水産省が行う農地排水事業とを組み合わせると、この地域を考えていただければ、ちょうど県営事業100haから300haぐらいのちょうどいい面積になろうかと思えます。考えていただければいいかと思えますが。

### ○今本部長

今のことは、省庁の枠を超えて協力してやってほしいということで、河川管理者の方もそういう方向で心がけていただければと思います。

どうぞ。

### ○金盛委員

金盛です。2つ申し上げたいと思います。

1つは、今議論になっております2線堤の件なんですが、2線堤として、現地でこれが2線堤であるという限りにおいては、嘉田先生がおっしゃいましたような何か法的なものがあるって、しかもそれを何らか償っていくような手段が要すると思えますね。といいますのは、結局遊水の機能を果たすわけですから、そこで何らかの不都合が持ち主さんの方に起こるはずですから、それにかかわらない全体が、多くの方が利益するということになれば、そうですし。それから、2線堤といっはつきり言いますと、これは本当に遊水地と一緒にだと思えますので、そういう処置が講じられる必要があると思えます。

そういう観点からいきますと、霞堤とかそういったものはソフトな治水対策として、これからも随分貴重なものとして残されていく方法があつて、しかもあわせてそれを償うといいましようか、そういう方法が必要だと思っております、当然ここに書いてある裏には、そういういろんなものが施されるべきであるということが書いてはありませんが、そういうことが必要であるということに理解したいと思っております。

それから、ほかにも意見はいろいろあるんですけども、これまでから随分大戸川の治水についても意見を発表してきました。したがって、あるわけですが、ここで一々申し上げておいてもという気がいたしております。例えば、基本的には丹生ダムと大戸川ダムとは結論が分かれるわけですが、何でも、何でそんなに分かれるのかということが、いまだにもって私はわからんのです。したがって、そういうことを言い出しますと切りがありませんので、意見の発表の仕方はいずれまた考

えさせていただきますということで、ここではこの案について特に申し上げることはございません。以上です。

○今本部長

はい。

○寺田委員長

寺田です。この農地の遊水機能のところを、法的な視点からちょっとだけコメントをしておきたいと思います。今、金盛さんのおっしゃった、最初は千代延さんの方が問題提起されて、嘉田委員もおっしゃったようなところで、あと荻野先生はちょっと違った視点から言われた、これは農水省の多様多種の事業そういうものがあるということだと思んですけども。

法律関係だけちょっと申し上げれば、遊水地の場合は現在法律的には地役権という、権利というのは債権と物権というふうに大きく分かれるんですけども、その中の力の強い物権というものの1つとして、地役権設定という方法により遊水地としての対応をしておられる。

権利が強いというのはどういうことかと申し上げますと、所有者が変わってもその権利が消滅をしない、つまり維持継続というところに大きな意味があるわけですね。やはり、こういう治水対策の一環として行われる遊水地というのは非常に長いスパンの中で継続されないといけませんから、所有者が亡くなったりどこかへ売ってしまったとかいう場合に、それが消えてしまうと困るわけですね。だから、非常に権利性の強い物権の1つとしての地役権として構成をされていると思うんです。使用料も支払っておられるということだと思んですけども。

今回の意見書の中で出てきている農地の方の遊水機能を持たせるというのは、そういう従来の地役権というものを設定して行う遊水地とまた違ったものとして、何か可能性がないかということを検討する必要があるんじゃないかという指摘だと思えます。ただ、そういうふうに理解をすれば、確かにもうちょっと言葉を補充しないといかんだろうと。そういう地役権とは違った何らかの、やはり権利関係なり法的な関係というものの構築ができるかどうか、つまり将来ともかなり長い時間にわたって権利が維持継続できるようなもので、しかも地役権とは違ってのものが、どういうふうなものとして構成できるかというのは非常に未知数な部分だと思えます。

だから、そういう可能性を検討するというふうなことに尽きるんじゃないかと思えますけどね。その辺はちょっとまたワーキングの方でも、私もまたご意見を申し上げますけども、表現を少し足されたらどうかと。

それから、それとは違った視点で、先ほど荻野先生が言われたような農水省がこれまでいろいろやってきておられる多様の事業、これを拡大させるものとして可能性がまたあるかもしれませんの

## ■第33回淀川部会（2005/12/13）議事録

で、これもちょっと言葉を足して、場面がちょっと違う、違う角度からもこういう点からもまだ検討の可能性があるということを入れておけばいいんじゃないかなと思いますので、少し今後工夫をしたいと、私もまたご意見申し上げたいと思います。

### ○今本部長

ありがとうございました。

これは確かに、ここでイメージしているのは遊水地じゃないんです。単に道路を通す、その道路が高いところと低いところがありますので、ちょっとそういうことを考慮して道路の天端高をそろえてほしいと、そのことだけです。結果として2線堤機能を持つということで、初めから2線堤機能を持たせてやろうという今みたいな問題が出てくるかもわかりません。

ですけど、今後のことで考えたら、とにかく氾濫水を1カ所破られたら全部が全滅するよりも、ちょっとのことでとまる場合がありますので、そういうふうなときにこういうのを活用してはどうかという提案です。文言につきましては、今の寺田さんのご指摘のように、誤解を生まないようにもう少し慎重な表現にしたいと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

では、ちょっと順番が違ったんですけど、この各地域部会で「はじめに」のところをずっと説明してきましたので、説明にも疲れて、またちょっと後回しにさせていただきます。

まず、この意見の全体の構成ですが、目次にありますように「はじめに」というのがあって、あと丹生ダムから余野川ダムまでが各章ごとになってます。最後に「おわりに」というのをつけているんですが、文言はきょうの段階ではまだ入っていません。

各章はそれぞれの担当の委員がとりまとめに当たりました。とりまとめの委員が書いたという意味じゃなくして、いろんな人に原稿を執筆依頼しながらとりまとめの人がそれをとりまとめた。また、それに対して随分今までに既にいろんな意見を言ってもらってます。それも取り入れながら修正を重ねてきてます。もう、これは何回目になるのかわからないぐらい何度も何度も修正を重ねているんですが、最後に、一応今の予定では12月22日の委員会に提出したいと思っています。そのためには17日に最終的な文言の調整を行いますので、委員の皆さんは15日の24時までに、できましたら意見をお寄せください。それを見て、最終的に17日に作業をして決めて、でき上がり次第皆さんに発送します。それをもとに、22日に審議していただくという予定になってます。

### 2) 「天ヶ瀬ダム再開発の調査検討についての意見（案）」の検討について

### ○今本部長

本当は「はじめに」を説明しないといかんですが、続きまして天ヶ瀬ダムの方に入りたいと思

います。これの取りまとめは綾さんをお願いしたんですが、綾さんの方で進めていただけますか。最初に読んでもらいましょうか。

ちょっと待ってください。はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 阿南）

先ほどの大戸川ダムへの意見について、ちょっと河川管理者の方から。

○今本部長

ちょっと最後にしてもらえますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 阿南）

わかりました。

○今本部長

両方まとめてお聞きしますので、済みません。

では、読んでいただけますか。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それで、17ページの「天ヶ瀬ダム再開発」について読ませていただきます。

#### 4-1 天ヶ瀬ダム再開発の経緯

天ヶ瀬ダムは、1953年9月の台風第13号による洪水を契機として、64年に宇治川に建設されたドーム型アーチ式コンクリートダムで、治水・利水・発電を目的とした多目的ダムである。ダムの流域面積は琵琶湖流域を除くと352km<sup>2</sup>、堤高73m、総貯水量は2,628万m<sup>3</sup>である。

天ヶ瀬ダム再開発事業は、71年の工事实施基本計画の改定に対応して策定されたもので、琵琶湖の後期放流時の計画最大流量1,500m<sup>3</sup>/sを天ヶ瀬ダムで放流するため、①放流能力の増強を行うとともに、貯水池運用法の見直しにより、②発電能力の増強、③新規水道用水の確保、をしようとするものである。すなわち、ダムの放流能力を洪水時制限水位で1,500m<sup>3</sup>/sに増大するとともに、貯水池の運用を見直して、発電低水位を1.5m下げることにより発電能力の増強と0.6m<sup>3</sup>/sの新規利水を開発する多目的事業と位置づけられている。92年には全閉ルールを含む瀬田川洗堰操作規則が制定されたが、その際にも国土交通省は、宇治川の流下能力を計画流量1,500m<sup>3</sup>/sまで向上させるため、瀬田川の河川改修、天ヶ瀬ダムの放流能力の増大、宇治川の河川改修の速やかな実施を滋賀県に示した。このように、天ヶ瀬ダム再開発事業は、瀬田川洗堰から宇治川塔の島地区にいたる区間の放流・流下能力を増大させようとする一連の事業の一角を占めており、いずれの一つが欠けてもこの事業は成立しない。

これら一連の事業に関して、河川管理者が流域委員会に対して現時点で有力視される工法

案として示したのは次のとおりである。すなわち、天ヶ瀬ダム放流能力の増大については既設ダム本体への新たな放流口の増設、鹿跳溪谷の流下能力の増大についてはバイパス・トンネル、宇治川塔の島地区の流下能力の増大については河床掘削であるが、これらの多くが検討段階であり、詳細な設計は示されていない。

流域委員会は、一連の事業が琵琶湖の環境改善に役立つということもあって、天ヶ瀬ダム再開発の必要性にこれまでから一定の理解を示してきたが、詳細な設計が示されていない現段階では、この事業への明確な意見を示すことは不可能であり、それが示された時点で改めて意見を示すこととする。

このため以下では、天ヶ瀬ダム再開発の効果についての意見を示すとともに、これまでの調査検討についての問題点を指摘するにとどめる。

#### 4-2 天ヶ瀬ダム再開発の効果

##### 4-2-1 宇治川・淀川の洪水調節および琵琶湖周辺の洪水防御

天ヶ瀬ダム再開発事業は、それ自体は天ヶ瀬ダムの放流能力を増大させようとするものであるが、むしろ琵琶湖の後期放流のための事業のひとつというに相応しい事業である。

天ヶ瀬ダムの放流能力を増大させることは、宇治川・淀川の洪水調節のみならず、瀬田川洗堰の放流能力増大を通じて、琵琶湖周辺の洪水防御にも効果がある。とくに宇治川・淀川の洪水調節のために瀬田川洗堰の全閉が必要な現状では、それに伴う琵琶湖水位の上昇を速やかに低下させることが重要であり、瀬田川洗堰の放流能力につながる天ヶ瀬ダム再開発が必要である。

さらに、瀬田川洗堰の放流能力を増大すると、琵琶湖の環境と生態系に悪影響を及ぼしている急速な水位低下をより緩慢なものにすることができ、琵琶湖の環境改善につながるようになる。

##### 4-2-2 京都府（上水）の新規利水

天ヶ瀬ダムの放流能力の増大は、洪水調節や発電に支障を与えることなく、より多くの水の取水を可能とし、新規利水に供せるようになる。

##### 4-2-3 発電

天ヶ瀬ダムの放流能力の増大は、洪水期の夏場にもより多くの水を喜撰山ダムに送ることを可能とし、結果として喜撰山発電所では年間発電量が増えるようになる。

#### 4-3 天ヶ瀬ダムの再開発の問題点

##### 4-3-1 天ヶ瀬ダムの放流能力の増大

（1）放流能力の増大量

天ヶ瀬ダムの放流能力については、琵琶湖の後期放流という観点からすれば、下流における治水の安全ならびに環境の保全が確保されるかぎり、大きいほど好ましい。河川管理者が調査検討結果（取りまとめ）で示している天ヶ瀬ダムの洪水期制限水位での $1,500\text{m}^3/\text{s}$ への放流能力の増大は、71年12月に策定された淀川水系工事实施基本計画に示されたものを踏襲したもので、明確な論理的根拠をもっているとはいえない。治水ばかりではなく環境を含めた新たな視点からの再検討が必要である。

一連事業のなかで、放流能力の増大を制約する最も大きな要素は宇治川塔の島地区の流下能力である。この問題については4-3-4で後述する。

（2）放流能力の増大方法

河川管理者は天ヶ瀬ダムの放流能力の増大方法として、それまで有力視してきたバイパス・トンネル案のほかに、既存施設を活用した案としてつぎの方法を検討の対象としている。すなわち、①天ヶ瀬ダム本体の改造案、②ダム建設時仮放水路の活用案、③天ヶ瀬発電所導水路の活用案、④旧志津川発電所導水路の活用案、⑤宇治発電所導水路の活用案、⑥複合案である。

①はアーチダムの本体に新たな放水口を設置しようとするものであり、設置に伴う技術的問題が克服できれば有力な方法である。②のダム建設時仮放水路案は実現不可能として提示後に抹消されている。③から⑤はいずれも増大量に限界があり、これらを併用した⑥の複合案には大きな期待はできない。

放流能力の増大方法については別途専門委員会で検討されているが、どのような方法を採用しようとも、技術的可能性・安全性ばかりでなく、環境への影響に対する配慮が必要である。

4-3-2 瀬田川洗堰の放流能力

瀬田川洗堰の放流量は堰の構造と上・下流の水位差に大きく支配される。すなわち、従来の放流能力をBSL+0.0mで $800\text{m}^3/\text{s}$ 、+1.4mで $1,200\text{m}^3/\text{s}$ に増大する方法として、河川管理者は洗堰下流側の水位を低下させることのみに着目しているが、堰幅の拡幅あるいはスパン間隔の増大といった堰自体の改築についても将来的課題として検討する必要がある。

なお、下流側水位を低下させる具体的な方法として、瀬田川の河床掘削と鹿跳溪谷のバイパス・トンネルが取り上げられているが、大戸川合流部の周辺の掘削については大戸川の流下能力を増大させることへの配慮がさらに必要である。また、現在の放流操作は、放流量の変更の周知などに時間に要し、この面での改善も必要である。

4-3-3 鹿跳溪谷の流下能力。



鹿跳溪谷の流下能力を増大するためバイパス・トンネル案が検討されている。鹿跳溪谷の景観を保全するには適切な方法と判断されるが、特色ある歴史的・地形的な景観を保全するため、平常時にはすべての流量が鹿跳溪谷を流下するように配慮する必要がある。鹿跳溪谷流入部の小規模の河床掘削についても検討する必要がある。

なお、琵琶湖からの流出量を確実に増大させるためには、バイパス・トンネルの流入口の位置についてさらに検討する必要がある。

#### 4-3-4 宇治川塔の島地区の流下能力

宇治川塔の島地区の流下能力の増大に関しては、たとえ河床掘削による方法が妥当であるとしても、この地区の歴史的・文化的景観を配慮して、河床の掘削量を極力抑制する必要がある。このためには、3mの河床掘削を前提としてすでに実施されている左岸側の導水暗渠・締切堤・落差工ならびに右岸側の護岸工といった流下能力を低下させている構造物の撤去についても検討する必要がある。

宇治川の堤防については、とくに左岸側に堤防幅の狭い区域が存在しており、他の地区にもまして堤防の安全性についてはより十分な精査を行ったうえで堤防強化をすべきである。

#### 4-3-5 環境への影響

##### (1) 生態系への影響

後期放流に伴う流況の変化は瀬田川から宇治川・淀川までの広範囲にわたる生態系に影響を及ぼす恐れがある。河川管理者は瀬田川・宇治川のナカセコカワニナ（環境省絶滅危惧ⅠA類）に対する影響のみを問題視しているが、下流にも近畿地方最大のツバメの埒である宇治川向島のヨシ原、淀川本川の鶴殿ヨシ原、楠葉ワンド群と砂州、イタセンパラ（環境省絶滅危惧ⅠA類）の生息する城北ワンド群や豊里ヨシ原など保全を図るべき重要な種や生態系が存在しており、これらをはじめとする瀬田川・宇治川・淀川の主要な種や生態系への影響も考慮すべきである。

また、天ヶ瀬ダム再開発に伴って瀬田川洗堰の放流能力が増大したからといって、水位を急速に低下させれば、琵琶湖のみならず下流の瀬田川・宇治川・淀川の環境と生態系に重大な悪影響を及ぼす恐れがあるため、慎重な堰操作が必要である。

##### (2) 景観への影響

宇治川塔の島地区の景観は、64年に天ヶ瀬ダムが建設されて以降、宇治川の河川改修に伴ってそれまでのものと大きく変化し、従前の景観への復元はほとんど不可能と思われる。流下能力を増大させるための河床掘削はさらなる改変をもたらすので、水位の維持調節施設による修

景も含めて、歴史性を踏まえた景観計画を地域住民とともに検討し、再構築することが求められる。

天ヶ瀬ダム貯水池の水位は揚水発電により大きく変化し、これがダム湖の水辺景観を著しく悪化させているため、改善についての検討が必要である。ただし、外来植生による法面緑化などの安易な対策は避けねばならない。

鹿跳溪谷については、平常時の流量を従来通りに保つことが重要である。

(3) 低周波音

天ヶ瀬ダムの放流量が増加すると低周波音の影響が増加する恐れがある。予測についての調査検討が必要であり、影響が発生した場合は適切な対応策を実施する必要がある。

以上です。

○今本部長

はい、ありがとうございました。

では、綾さん、進めてもらえますか。

○綾委員

それではご意見をお願いいたします。

はい、ではどうぞ。

○千代延委員

千代延です。

19ページの「4-3-4 宇治川塔の島地区の流下能力」のところですが。その「3mの河床掘削を前提としてすでに実施されている左岸側の導水暗渠・縮切堤・落差工ならびに右岸側の護岸工といった流下能力を低下させている構造物の撤去についても検討する必要がある」というくだりです。

これについてはちょっと私は記憶がはっきりしないんですが、このことによる効果とは河川管理者の方に何か確認をしたことがあったと思うのですが、どうでしたか。

○綾委員

私の記憶としては、河川管理者の方から今は約0.8m掘削という案が出ていますね。あの時に、約3m掘削のときにはいわゆる塔の川の部分が流下能力の計算に入っていなかったんですけども、0.8mの段階で、ここで例えば縮切堤とか落差工の切り下げということが入っていると思うんですけども、それを前提とした上で塔の川の方にも流すということで0.8mの案が出てきているように私は理解したんですが。もし考え方が違うということであれば、また後で河川管理者の方からご説

明をいただく必要があるかと思われませんが。どうぞ。

#### ○高田委員

全体の論調としてはいいんですけど、やはりそこら辺の、今、千代延さんが言われたところ辺のところはどうもネックになりそうな気がするんです。別に歴史的に大いに損なうというほどでないにしても、今まで相当変わってきたものをさらにまた変えていくと。どの状態が一番いいかというのはよくわかりませんが、少なくとも歴史的な景観が相当変わってきたという点で、地元の方もかなりひっかかるんじゃないかと。

そういうことで考えますと、今の、ここで1つ最近出てきた案が、これはいつ煮詰まるかちょっとお聞きしたいんですが、下流にマウンドあるいは転倒堰みたいなのを置いて水位をせき上げると。そういう可能性というのはかなり高いのかどうか。だから、ここで書かれている対策案の中で何か処理できる話だったらいいんですけど、これを超えてしまうようなものだったら、せっかく我々がつくったこの意見から外れるようでは結果的には困るなという意味があるので。その点をちょっと、後でもいいので、河川管理者の方に聞いていただきたいなと思っています。

#### ○綾委員

ご質問は、流下能力の増大に伴って景観がまた変わることになるけど、それについてはどういうことが考えられるかということで20ページの「（2）景観への影響」というところに入っているかと思うんですけども。この意見の中では「（2）景観への影響」の2行目から3行目あたりに書いてございますように「水位の維持調節」、先ほどちょっとありましたが転倒堰みたいな、そういったものも含めて修景というのは考えられないだろうかという提案をしているわけですが。その前に一応掘削量としてはできるだけ減らしてほしいという考え方というのが4-3-4に出てきているわけで、その実現性についてはちょっとまた河川管理者の方にお伺いすることになると思います。

#### ○高田委員

そういう、もし転倒堰みたいなものをつくとすれば、ここの部分が池になって流速が減ると。そうすると、ここで重要視されているナカセコカワニナ、こういう水生生物というのはたまり水では困るんですね。流れているということが必要条件とすれば、またせっかくの環境改善策が裏目に出ることになりかねないと思うんですね。その辺をちょっと心配しているんです。

#### ○綾委員

ナカセコカワニナそのものは流水性のところにいるような貝ですから、そういうことは十分気をつけないといけないと思いますけども。ちょっとその可能性も含めて、当然その計画段階では私ど

もとしてもそれに対する配慮はどうかということをあわせて見ていく必要があると思っております。どうぞ。

○村上興正委員

4-3-4と「景観への影響」のところの景観問題ですけどね。守るべき景観は何かという議論をもう少し詰めないといかんと思うんですよ。例えば、野生生物を例にとりますと、この種類とかこの生態系は大事にしましょうとかウエイトをかけているわけですよ。それ以外のものも確かに大切ですけども、重要なものはこれだからこれについてはちゃんとしましょうというようなことをやっているんですけども、ここに書いてあることは、何か歴史的なものは全部守らなアカンのかという話になっていますが、治水対策のために変わっていますね。別に守る必要もないものがあると思うんです。そういう意味では守るべきものは何かというところを明確にして、その上でそれに対する配慮をするというような、ウエイトづけが必要だと思うんですよ。

この地域の歴史的文化的景観というものの構成要素の中で一番どれが重要なんだというところの議論の詰めが必要だと思います。その辺の詰めをした上でその対策を練るべきだというのが私の意見です。

○綾委員

そういう考え方ももちろん必要な考え方だということは理解できます。それで、ここでこういう形で書いておられますのは、一つには別の委員会がやられていますね、そのこともあって、その議論がどういうことになるかということも見ずにこちらで一方的な話をするというのもちょっと問題があるかなということ。無責任と言われれば無責任かもわかりませんが、そちらの方に後半に書いてある「景観計画を地域住民とともに検討し、再構築することが求められる」と書いてあるのは、その委員会に期待しているという意味でございますけど。文面をもう少し具体的に書く必要があるということであれば、考えさせていただきたいと思いますが。

○村上興正委員

地域住民も確かに大切な視点やと思います。それで、例えば生物でいえば環境省絶滅危惧ⅠA類ⅠB類とかですね、こういった基準は地域住民とは関係ない話ですね。だから、そういったものもあるということです。両方の側面が必要だと。

○綾委員

わかりました。

○三田村委員

三田村でございます。流域委員会は合意形成をしていくというのが基本だと私は住民参加部会の

視点からも思っております。私の思いだけだとお考えいただければいいんですが。

天ヶ瀬ダムについては、何かもろ手を上げて賛成しているような、そういう雰囲気は随所に見られるんですが、本来天ヶ瀬ダムがなかったら同じ結論になるかという視点も本当は重要だと思っていました。例えば、天ヶ瀬ダムがあることによって琵琶湖の改善が本当によくなっているのかということ。そうは思わないですね。琵琶湖の生物にとっては遡上だとか流下だとかを、非常に妨げている構造物でありますから。そういうことから考えますと、ここでご提案ですけれども、例えば17ページの4-1の下から2つ目のパラグラフですが、流域委員会は一連の事業が琵琶湖の環境改善にある程度役立つとかですね、その程度におさめていただくとありがたいと思います。

以上でございます。

○綾委員

嘉田先生、どうぞ。

○嘉田委員

嘉田でございます。少し議論が戻るかもしれないんですが、18ページの真ん中ぐらいですね。1,500m<sup>3</sup>/sというのが71年の淀川水系工事実施基本計画で示されたもので、明確な論理的根拠を持っているとは言えない。治水ばかりでなく環境を含めた新たな視点からの再検討が必要である。これはダムワーキングでどういう議論がなされたか、逆に教えてほしいんです。この文面の後ろには、例えばこれくらいの水量にしたらこういうことが必要ですとか、あるいは環境を配慮してするにはこれくらいは必要ですとか、ある程度論拠を持ってこれを出しておられるのか。あるいはもう完全に丸投げで、河川管理者さんに考えてくださいというのか、そこを逆に教えてほしいんですね。

というのは、あるところで既に議論しているかもしれないんですが、子供たちに話をしたときに、何で1,500m<sup>3</sup>/sなのと聞かれて、私は答えられなかったんです。それで、確かに論理的根拠というよりは、何か政治的に決まった、一度たしか河村所長がその辺をどこかでご説明してくれていたと思うんですが、こういう専門家の学識経験者の意見ということならば、ここの後ろに何らかの論理的根拠をもって言える用意があるのかどうか、逆に綾さんに教えてほしいと思います。その辺、ダムワーキングでやるべきかもしれないんですが、私はそこに入っていないものですから、お願いします。

○綾委員

はい。ここにも書いてございますように、1,500m<sup>3</sup>/sということについては私どもの理解では明確な論理的根拠を持っているとは言えない。なぜ決まったのかよくわからない。71年のときの話がそのまま踏襲されているというのが理解でございます。それで、それが再検討が必要であるとい

う話がありましたのは、今本先生、ちょっとご説明いただけますか。

○今本部長

1,500m<sup>3</sup>/sについては、本当によくわかりません。よくわかりませんというより、工事実施基本計画をそのまま引き継いだもので、それ以後もなぜ1,500m<sup>3</sup>/sかという検討はされていないと思います。それで、この委員会としては、じゃ、どうしたらいいんだろう、2,000m<sup>3</sup>/sがいいんじゃないか、1,000m<sup>3</sup>/sの方がいいんじゃないか、あるいは中長期的に考えたら3,000m<sup>3</sup>/sぐらいにして、もうあけっ放しにしたら天ヶ瀬ダムがなくなったと同じになるわけですよ。これも今がどうというわけじゃなく、将来的には天ヶ瀬ダムの撤去ということだって検討の対象になり得る時期が来る可能性があります。そういうときのためにやるということだってあり得るわけです。

いろんな観点から、ここで、ワーキングでも検討したんですけども、まだ私どもの能力は不足で、どうしたらよろしいというところまでは至りませんでした。今後の課題であろうと思います。少なくとも1,500m<sup>3</sup>/sというのを、我々も理由を納得して人に説明することができないという意味で、何とかもう少しきちんとした説明がほしいなどは思っています。

○綾委員

寺川さん、どうぞ。

○寺川委員

これは既に議論をしてきたのかもわかりませんが、ダムの寿命といいますか、一般的にコンクリートの寿命は100年というようなことを聞くんですけども。そうしますと、この天ヶ瀬ダムは既に40年たっているということで、ここで例えばこのアーチ本体に放水口をあけるといふような案もあるわけですが。そうしますと、その後の寿命がどういうことになるのかとか、安全性というのは専門委員会で検討するというようなことも書かれてはいるんですけども。

ちょっとそんなことを考えますと、今も今本さんの方から撤去のこともある意味考える必要があるんじゃないかというご意見もあったんですけども、私もそういう意味では、とりあえずこの委員会は20年から30年先ということになるわけですけども、さらに向こう、その先をもある程度見越した方向性というか、そういったことも何らかの形で示せないのかなというような感じがしています。

ちょっと感想みたいな感じですけども、何かありましたら。

○今本部長

今のコンクリートの寿命ですけども、正常につくられたコンクリートは恐らく100年たっても微動だにしないと思いますよ。コンクリートトンネルからの落剥だとかいろんな問題がありましたけ

■第33回淀川部会（2005/12/13）議事録

ども、あれは施工が悪いんであって、まともに管理してやったダム、ダムの場合は非常にその管理をきちんとしていますので、これまでにできたダムで少なくとも私はダム本体のコンクリートが劣化したという例は聞いたことがありません。そろそろ100年近くになる前の分も出てきているんですけど、かなり強度は、強度的におかしい点は私は知らないんですけど、どうですかね、河川管理者の方。

○河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

淀川の吉田です。日本で一番古いコンクリートダムというのが神戸市が水道専用につくったダムで布引ダムといいまして、新神戸の新幹線のちょっと山側のところにございます。これが、正確な年は忘れましたが、100年を少し超えました。それで、耐震対策等で少し補強したということはございますけれども、もともと打ったコンクリートが悪くなってどうこうという話は、現在のところ私も聞いておりません。

○今本部長

布引ダムは今、大改築していますけども、あれは堆砂の砂を取ろうということでやっているわけですね。

○河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

お話ししましたように、耐震の関係の補強とあわせてたまった砂の除去をやってございます。

○綾委員

よろしいですか。

はい、ではお返しいたします。

○今本部長

では、2つのダムを通じて、何かご意見はよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○高田委員

この天ヶ瀬の方はやはり琵琶湖の環境改善に非常に重要な役割を果たせるので、私はぜひこの事業はやってほしいと思っているんですよ。今のところ、景観の問題とか生態系の問題とか低周波音とか、そういうことを考えますと、前から時々言っているんですが、全然だれにも取り上げられてもらっていない。天ヶ瀬ダムから直接宇治川の下流に放流するという、そういう案も検討の対象にしないといけないんじゃないかなと思ひまして。できたらそういうこともここに取り上げていただきたいなと思ひます。

○今本部長

ダムワーキングでは却下しました。その理由はまた追って直接言います。

○高田委員

18ページの「4-2-3 発電」のところ、これはちょっと言葉だけの問題ですが、「喜撰山発電所では年間発電量が増えるようになる」。これは、揚水発電所というのは電気を生んでいませんので、喜撰山発電所の稼働率が上昇するぐらいに書かれた方がいいんじゃないかなと思います。

○今本部長

検討させてください。ほかはよろしいでしょうか。

では、河川管理者の方から、両方、どのダムでも結構です。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 阿南）

大戸川ダムの阿南です。大戸川ダムの方で15ページの「3-1 大戸川ダムの経緯」のところ、私どものご説明というか考え方とちょっと違うニュアンスになっているところがあるので、そこを言わせていただきます。

2つ目のパラグラフのところ、段落のところ、その後、基礎原案で大戸川ダムの目的はということで、①、②、③ということで大きく変更されたというふうにここで書いておられるんですけども、目的を変更したというふうには考えておりませんで、この時点では調査検討の項目としたというふうに私どもは考えております。それが1点。

それから、その次の行の「大戸川ダムの目的から新規利水が除外され」という表現がございますけれども、この基礎原案の時点では、新規利水について水需要の精査確認を行うと、この時点ではそういうことで確認をしますということをお願いしておいたと思います。それで、最終的には確かに水需要については見込みがないという、全量撤退の見込みであるというふうに判断しておりますが、基礎原案の時点といたしましては、水需要の精査確認を行うというところまでございました。

それから3つ目の点が、同じく3-1の最後から3行目のところ、「大戸川ダムの目的は大戸川の洪水調節のみとなった」ということで、調査検討取りまとめでは確かに淀川・宇治川への治水効果は現時点、狭窄部の開削がないと、それから天ヶ瀬ダムの再開発が行われた時点では効果は小さいということは、限定的であるというお話にはなっていると思いますけれども、目的から宇治川・淀川の洪水調節というものがなくなっているわけではなくて、この調査検討では、大戸川の洪水調節についての効果はあるけれども、淀川についての効果は小さいというふうな結果をお示しているということでございまして、その3カ所が若干、私どものご説明と違った表現になっているというふうに思いますが、いかがでしょうか。



○今本部長

意見はわかりますが、私たちの理解とは違います。何か非常に逃げたと言うのに、こちら側が逃げたと、いや、逃げたのではない、轉身したんだと言うようなもので。表現については検討しますが、今のは余り心を打たない質問でしたね。

ほかはいかがですか。はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。天ヶ瀬ダム再開発の部分で1点だけ、確認のような質問でございます。19ページの4-3-4、塔の島地区の流下能力の部分の段落の下から2行目でございますが、「宇治川の堤防」というのがございまして、「とくに左岸側に堤防幅の狭い区域が存在しており、他の地区にもまして」ということなんです。この「とくに左岸側に堤防幅の狭い区域」というのは、具体的にどのあたりを想定されているかということを確認の意味で教えていただければということでございます。

○今本部長

槇島の付近です。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

はい。

○今本部長

ほかはいかがでしょうか。

それでは、一応大戸川ダムと天ヶ瀬ダムの再開発についてはこれで終わりにさせていただきます。あと、もしお気づきになった点がありましたら庶務までご意見をお寄せください。最終的なワーキングの方で一つ一つ慎重に検討させていただきます。

「はじめに」の方にちょっと戻らせていただきます。各部会でこの「はじめに」を説明しているんですが、もう3回目になってかなり手抜きになるかもわかりませんが。

最初のところはダムについての基本的な考え方を述べています。これは実はことしの1月に出しました第1次委員会の意見書が下敷きになっています。特に問題になりましたのは1-1の3行目にあります「人間生存に不可欠と認められる場合」という文言をどうするかというのがかなり問題になりました。

それから、利水面から見たダムについて。これは、これまで言っていたとおりのことで、ほとんどものものと変わっておりません。

それから、治水面の方は大分中が変わっています。ごめんなさい、1-2の方です。中身を簡略

化して、最初の部分は堤防強化のことがかなりあったんですが、それは余り関係ないであろうという事で、ここでは堤防強化がないがしろにされたのが「ダム計画と無関係であったとはいえない」という程度の表現にとどめております。

一番今回新たなのが「各ダム共通の事項についての意見」という3ページのところです。ここも治水、利水、環境への影響と。これは河川管理者の調査結果のとりまとめの順番に応じてこの順番にしております。

その中で、特に話題になったといいますか注目していただきたいのは、治水のところでは狭窄部の問題です。これまで、狭窄部はどちらかといいますと開削しないというのを原則にしていたような説明を受けていました。しかし、今回は銀橋のところを開削すると。それで、このこと自体は淀川水系におけます他の狭窄部とかなり銀橋は違いますので、妥当であろうというふうに判断しております。また、狭窄部上流については既往最大規模の洪水に対して浸水被害を軽減するというのが河川管理者の方針ですが、どういう洪水を対象にするかはともかくとしまして、そのこと自体は妥当であろうというふうに前向きに評価しております。

治水の方の「具体的な対策」ですが、これはソフト対策とハード対策になっています。このことは委員会も主張してきたことでありますので、そのこと自体はいいんですが、ただ河川管理者が行うのは、本来の本務はハードですよ。ソフトはどちらかという支援的な立場ですので、ソフトをしているからハードは手抜きしていいというようなことはよもや思わないでいただきたいといった内容のことを書いています。

それからダムにつきましては、これは一般論として水位を下げる効果があると言っていますが、それは確かなんですけども、ダムはその一方で限定的な面もあるという指摘をしております。

それから利水については、現在のところ水余りという見方もありますけども、委員会としてはほぼバランスしているという管理者の見方を支持しています。そのバランスは今後とも続くであろうと、しばらくは。そういう面から見ますと、水需要管理といいますか、そういったものをもっと前面に押し出す絶好の時期じゃないかというふうに考えています。

それから環境につきましては、これまで河川管理者は、たとえ治水や利水に必要と判断されても、他の河川事業にもましてより慎重に検討した上で、環境についての検討をした上で判断するというふうに言ってきました。そのことを委員会としては高く評価していたわけですが、今回はその文言が抜けております。ぜひ、このことは重要なことだと思うので、加えてほしいといったことをここに書いています。

それから「地域社会への影響」。このことは、ダムが当面実施せずと、それから実施するという

■第33回淀川部会（2005/12/13）議事録

2つには分かれていますけども、いずれの場合でも地域に大きな混乱を及ぼしています。できればそういう混乱をなるべく早く収束させてほしいと、そのためには最大限の努力をしてほしいという内容のことを書いています。各ダムのところでももう少し具体的に書く必要がひょっとしたらあるのかもわからないんですけども、ダムワーキングとしては具体的なことは余り書かない方がいいんじゃないかという意見が大勢を占めて、余り具体的なことは書いていません。

この「はじめに」のところはよろしいですか。琵琶湖部会、それから木津川上流部会と、かなりこの部分に時間を費やしてきたんですが。きょうは実は休憩を挟みましてから、この流域委員会の考え方といいますか、原則というものについて議論したいと思っています。そのときにやりたいと思うんですけど、金盛さん、よろしいですか、この「はじめに」のここでやらなくて、ちょっと休憩を挟んでから、そういうこともひっくるめて議論をしたいと思うんですが。

○金盛委員

はい、それで結構かと思いますが。

○今本部長

では、そういうふうにさせていただきます。

では、ここでしばらく休憩したいと思います。15分ほどお願いしたいんですが、庶務の方、お願いします。

○庶務(みずほ情報総研 鈴木)

それではここで一たん休憩に入らせていただきます。再開が15分ということで、2時40分から再開ということにさせていただきますと思います。なお、おたばこを吸われる方はエレベーターホールの左側に喫煙室がございますので、そちらの方をご利用ください。よろしくお願いいたします。

[午後 2時27分 休憩]

[午後 2時41分 再開]

○庶務(みずほ情報総研 鈴木)

それでは、40分になりましたので再開したいと思います。今本部長、よろしくお願いいたします。

○今本部長

それでは再開させていただきます。休みの前にちょっと申しましたように、この時間を利用して、本来なら委員会でやるべきことかも知れませんが、この流域委員会のこれまでの議論でちょっとかみ合っていないところがあるんじゃないかという思いがありまして、第1次委員会で出しました提言といったものを中心にちょっと議論を進めたいと思います。それで、私自身もかなり意見

を言いたいと思いますので進行を副部会長の千代延さんをお願いしたいと思います。ちょっと場所も変わります。

#### ○千代延委員

千代延です。それでは、進行役をかわらせていただきます。最初に問題提起を今本部長にお願ひしたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○今本部長

私がきょう議論したいと思いますのは、これまでの原則をどうするかということでありまして、私自身第1次委員会からの委員なんです、第1次委員会は、2001年2月に発足してからほぼ2年、ひたすら河川整備計画はどうあるべきかといった議論をしてきました。そういう議論のうちに共通認識が出てきたように思います。その共通認識というのは、ダムあるいはそのほかのごく一部を除きまして、河川管理者とも一致していると委員会側は思っていたわけです。

それはどういうことかと言いますと、まず現状認識ですが、これまでの河川整備によりまして治水及び利水の安全度は向上して、それらが産業・経済の発展に多大の貢献をした。このことは事実だと委員会も率直に認めています。ただ、その一方で、河川環境は悪化して、水害は克服されない。また、水余りが発生し、川にふさわしくない利用もふえている。特にダムの環境に及ぼす影響というのは深刻だ。

そういうことから、これからの河川整備はどういうふうにしていったらいいのか。これまでの河川整備というのは時代の要請に応じて進められた部分が多分にあります。そういう意味で河川管理者を責めるものではありません。また、これまでの河川整備を否定するものでもありません。ただ、これからこのままでいいのかということを考えますと、やはり転換する必要があるんじゃないかというのが第1次委員会の考え方だったと思います。それで、その結果として提言をしました。

まず、環境については、河川や湖沼の環境保全と回復を重視する。治水については、いかなる大洪水でも壊滅的被害を回避する。利水は、水需給がバランスするよう水需要を管理する。利用は、川でしかできない利用を優先する。それから、ダムについては、新たなダムは原則として建設しない。

委員会にとってこの提言というのは原則であります。この原則に基づいた審議・検討をした結果が例えば03年12月の「基礎原案についての意見書」、あるいはことし1月の「事業中のダムについての意見書」でありました。

それで、2月に第2次委員会が発足し、まず行ったのは河川整備の現況把握であります。そして、第1次委員会の活動をどう引き継ぐかという議論が十分行われないうまの7月にダムの方針あるい

は調査検討とりまとめというものが発表されました。以後、この委員会はダムのみに集中せざるを得なくなったわけです。

提言についてきちんと議論しておかなかったということは、ある面ではこの委員会の不幸ではなかったかと思っております。といいますのは、そのことが現在の、混乱と言えればちょっと表現はまづいかもわかりませんが、少なくとも議論がかみ合わなくなっている面があるんじゃないかというわけです。

それで、「今後の審議のために」ということで3つほど問題を考えました。

まず「委員会としての共通認識」。これはできたら持った方がいい。それから、委員会の継続性から言えば、できれば第1次委員会の原則を引き継いでほしいと私は思ってます。しかし、だからといって、じゃ「その原則には反対だ」と言ったら委員としてだめなのかと言え、それは決してそうじゃありません。いろんな多様な意見があってこそその委員会です。また、原則というものはあくまで一般的なもので、個々の問題については原則を離れて議論する必要も当然あるかと思います。ただ、そういう議論の上でどういう立場をとるか。この立場は委員の共通でなくてもいいと思うんです。どういう立場で議論するかということをもう少し明確にしておかないと議論がかみ合わずに時間的なロスが生ずるんじゃないかと、そういうふうに思ってます、この共通認識についての議論がまず必要じゃないかと思います。

2番目は「河川管理者との関係」です。河川管理者とは基本的に適度な緊張と協調が必要だと思います。過度の緊張がありますと、委員会の意見は結果的にすべて無視されます。また、少な過ぎますと癒着するおそれがあります。また、意見として余り役に立たないということになるおそれがあります。したがって、適度な緊張と協調を保ちつつ、河川管理者は誠意ある対応をしてほしい。つまり、資料の提供あるいは説明、これをきちんとしてほしい。少なくとも、私は、この淀川水系流域委員会では河川管理者はそれなりに対応してくれてきたと非常に高く評価しています。また、委員の方はこの委員会に入った限り、それぞれの専門的立場がいろいろあるでしょう、また時間的な制約もあるでしょう、しかし委員になった以上、やはり真剣に自己研纂する必要があるんじゃないかと思っております。

次に「基本方針との関係」です。この基本方針というのが我々が今審議しようとしています整備計画の上位計画であることは確かです。しかし、基本方針というのは長期的なものです。いつ達成するという目標はありません。できれば早いほどいいんですけども、今の工事実施基本計画というのは達成のめどが立っていない。そういうことから方針と計画に分かれたんじゃないかと私は理解しています。それに対しまして整備計画の方は、これは二、三十年という期間が設けられています。そ

の間に実現するということが非常に重要なことです。実現できない問題を幾ら言っても意味がない。結果として実現できない場合、これはあり得ると思います。

じゃ、整備計画にはどういう整備計画があるのか。これまでのやり方は、目標を立てる。例えば、基本高水を対象洪水とする。それを河川改修、河道の流下能力、それとダムだとか遊水地による流量の抑制、そういうもので対応しようとしてきました。いわば河川だけの対応でしようとしてきたわけです。それに対しましてこの委員会は、河川対応だけでは無理だと。流域対応を併用すべきだと。また、これまでの目標というのは洪水を安全に流下させるということが目標だったように思います。ただ、この委員会が目標にしていますのは壊滅的な被害です。壊滅的な被害を避けようというのが目標です。洪水はたとえ安全に流下しなくたっていい、少々あふれてもいい、それでも壊滅的な被害を回避しようというのがこの委員会の精神だったように思います。

そういう目から見ますと、基本方針というものに外れてはいけませんけども、目標が同じならば整備計画というのはある程度の自由度が許されるんじゃないか。目標に関して言いますと、基本方針も整備計画も水害による被害の防止あるいは軽減です。その目標さえ一致していればやり方はいろいろあるんじゃないか、そういうことからこの委員会は流域対応の併用ということを盛んに言ってきたわけです。

この場合に大きく異なりますのは対象とする洪水です。基本方針では明らかに基本高水です。じゃ、計画ではどうしたらいいのか。私は、これは対応限界洪水じゃないかと思います。二、三十年で対応できるできるだけ大きい洪水がいい、それが基本高水であつたら一番よろしい。それができなければ既往最大洪水でもいい。あるいは、既往最大ができなければ既往洪水でもいい、任意の洪水でもいい。とにかく、この二、三十年間にできる洪水、それを対象にすべきだと。それと流域対応を併用することによって壊滅的な被害を避けていこう。それがこの委員会のやり方であつたし、そのやり方が基本方針に反しているとは私は思いません。

ただ、ダムに関して言いますと、これまでのやり方では、ダムというのは非常に有力な方法でした。例えば河道の流下能力が不足する場合にはダムで補おうということですから、非常に有力な方法です。また、この流域委員会がこれまでしてきた方法でもダムは否定されておりません。河川対応の中に当然ダムは入ります。ただ、流域対応を組み合わせることによってダムを最後の選択肢にすることができると思います。

我々は、この半年間、非常にダムにかかわってきました。ところが、今委員会としてやらねばならないことが山積しています。今後の河川整備をどうしていくのか、またこの第2次委員会になって発足した専門別部会、これも実質上休眠状態です。しかし、琵琶湖の水位の問題にしる、維持流量

## ■第33回淀川部会（2005/12/13）議事録

の問題にしる、重要なテーマであることは確かです。なるべく早くしなければならない。また、一方、整備シートに示されてます工事、これについての意見も言わねばならない。やらんならんことはいっぱいあるわけです。私は、できればもうダムの問題はこの辺ぐらいで、この意見で一応区切りをつけて本来の仕事にもう戻りたいというふうに思ってます。

そういうことから、共通認識というもの、特に提言で示しました事柄に対して新たな委員の方がどういうふうに思っているのか、こんなのは到底原則とすることができないのか、あるいは原則としてよろしいのか、その辺のご意見から聞いて議論できたらなと思って発言させていただきました。

### ○千代延委員

ありがとうございました。それでは、今、審議していただくテーマとしまして、委員会としての共通認識、それから河川管理者との関係、特に基本方針との関係という3点について問題提起がありました。どこからでも結構です。それから、今さら新規委員とか継続委員と言うのもおかしいですけれども、どなたでも構いませんから今の今本委員の問題提起に対して自由な立場からご意見をお願いしたいと思います。

はい、金盛委員、お願いします。

### ○金盛委員

金盛です。今、今本委員から大変貴重な提起をいただいたと思っております。意見を申し上げます。

これまでの経緯の中で「治水：いかなる大洪水でも壊滅的被害を回避する」、このことについては異論はありません。ただ、そこへの展開の仕方については2以下で申し上げます。したがって、経緯については、私どもは2次目の委員ということもあって、まあこういうことを言ったらいかなんということではありますが、そういうこともあって申し上げるんですが、特にこの経緯については異なった意見はございません。

それから、一番最後ですね。議論がかみ合わなくなっているという点については、これは否定的な意味にとらえる必要はないんじゃないかと私は思っております。意見があつて当然だと、こういうふうに思っております、それをかみ合わないとするのか混乱とするのか、それはあつていいんだらうと思ってます。

それから、2ですが、「今後の審議のために」ということでございます。委員会としての共通認識、これは書いてあること全くそのままで私も同感であります。つまり。

### ○千代延委員

金盛委員、ちょっと待ってください。

○今本部長

私のこのメモを配りましょうか。

○千代延委員

その方がよくわかるのではないのでしょうか。皆さんに議論に参加していただくためには手元にメモがあった方がよろしいかと思しますので、ちょっと時間を中断させていただきますけども、よろしくをお願いします。

〔「傍聴にもください」と呼ぶ者あり〕

○千代延委員

傍聴の皆さんにもちょっとご迷惑かけますけど、しばし時間の余裕をお願いいたします。

○今本部長

やりながらやったらいいんじゃないですか。

○千代延委員

やりながらやりましょうか。

○今本部長

はい。

○川上委員

千代延さん、傍聴者の方々にも配らないといけないんじゃないですか。

○千代延委員

それは今はちょっと。

○今本部長

これは私の個人的なメモですので。

○千代延委員

メモの段階ですので。

○川上委員

それはちょっと断らないとだめじゃないですか。

○今本部長

ちょっとこれは私の個人的なメモなんですけども、もし傍聴者の方で必要だという方がおられたら、どうしましょう。次回にでも置いときますかな、それとも。

○金盛委員

先生、これは非常にわかりやすいですけどね。



○今本部長

あればわかりやすいですか。

○金盛委員

はい。

○嘉田委員

個人的なメモとはいえここは皆で意見を共有するべき場だと思いますので、ぜひとも配っていただく方がよろしいんじゃないでしょうか。

○今本部長

では、時間がどれだけかかるかわかりませんが、傍聴者の方もひっくるめて配っていただけますか。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

はい。それでは、これからコピーさせていただいて、完了次第皆さんに配布するというところでよろしいでしょうか。

○今本部長

はい。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

では、手配させていただきます。

○千代延委員

では、その間は続けていいですね。

○今本部長

はい、続けましょう。

○千代延委員

どうも失礼しました。それでは、傍聴の皆様にも行き渡るように今準備をいたしますが、議論の方は時間の関係上このまま進めさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、金盛委員、途中腰を折りましたが、続けてお願いいたします。

○金盛委員

非常にわかりやすく整理されておりまして、本当は先生のご発表もこれがあった方がよかったし、それから私が申し上げる意見もご理解が早いんじゃないかと思っておりますが、続けよということでございますので。

「今後の審議のために」ということで「委員会としての共通認識」というのがありますが、これ

については異論はございません。全くよくまとめられたものであると思っております、賛同するものであります。

「河川管理者との関係」、つまり「適度な緊張と協調を保つ必要がある。」と。それから、「委員も真剣に議論し自己研鑽することが必要である。」というふうな点については全く同じ意見でございます、きちっとしたまとめだと思っております。

それから「基本方針との関係」。ここはちょっと意見が異なっておりますのでこれから申し上げますが、それに先立って「今後の課題」ですね。これについては、このダムの議論はもうそろそろ決着しようじゃないかということについては賛成でありますし、これから残る問題の方へ軸足を置いてやっていこうということについても全く同感でありまして、異論はございません。

最後といいましょうか、問題は「基本方針との関係」であります。基本方針がこれから定まるわけですけれども、この基本方針と河川整備計画との問題は、問題というのか、これはもう1対1といいましょうか、基本方針があって、それに向かってどう進めていくかというタクティクスですね。戦略。これが整備計画であると思います。基本方針という水系全体の治水の目標を持って、治水だけではありません、河川整備の目標を持って、これを抱いてまず共通認識として進めていくということが大事だと思います。それが、おっしゃるように、大きな目標になると思います。時間もかかると思います。したがって、タクティクスとして整備計画があると思うんですね。それで、今提起されているのが二、三十年の整備計画であると。まず第1段階としては何をやるかということ、こういうことであろうと思っております。そういうことは触れておられまして、このことについても、当然と言ったら当然なんですけれども、異論はないんです。

ただ、そのタクティクスの中には、河川だけじゃなくて、河川もあればダムもあればソフト対策もあると。それは基本方針の中でこれからうたわれてくるんじゃないかと思っておりますが、河道改修がある、あるいは調節施設もある、それからソフト対策もあるであろう、そういうものをどこからどんなふうやっていくか、「タクティクスの第1段階のものが何だ、第2段階のものが何だ、第3段階のものはどういうことにするか」ということが、いわゆるタクティクスとしてどうやっていくかということの第1弾が二、三十年の整備計画であると思っております、その辺の認識がこの書き方ではちょっと別の考え方かなという感じがいたしております。

要するに、目標を定めてステップ・バイ・ステップでどうやっていくかと。その第1次の整備計画がこれであると。したがって、その中でダムを急げばダムを急がんといかにし、それから河道改修を急がんといかなら急がんといかに、ということであろうと思っております。

それで、今本先生がよくおっしゃっている「壊滅的な」ということで堤防強化の問題ですね。こ

■第33回淀川部会（2005/12/13）議事録

れなどは整備計画の中で第一番に盛り込んでいただかなければならない。これはもう二、三十年なんかかかってもらったら困るので、最も緊急なこととして、堤防の強化・補強ということは盛り込まなければならぬ項目であると思っております。

もう1点はダムが最後の選択であるという意味のとり方なんですけども、私は、ダムが最後の選択であるというのは、各ダムが個別に論じられて、いろいろな代替の案が検討されまして、そういった中で「いろんな代替案を検討してもこれはできない」ということで全部つぶれて、それで「ダムで対応できるのならそのときはダムでいく」という、代替案の中の最後の選択であると、こういうふうに思っております。

それで、今の先生のお話を聞いてますと、いろんなことをやり上げていって、順繰りレベルを上げていくと。そのレベルが上がった、例えば今10年の雨に対応できると。それがその次は30年に1遍の雨だと。50年に1遍だ、100年に1遍になった、その辺をねらうときにダムを考えようと、こういうステップ・バイ・ステップの最後のように私はお聞きしたんですが。

○今本部長

それは違います。

○金盛委員

違いますか。

○今本部長

違います。今の金盛さんと同じ。

○金盛委員

ああ、そうですか。

○今本部長

「代替案の最後の」という意味です。

○金盛委員

ああ、そうですか。それでしたら、その点、代替案の考え方、これは一緒だということでございます。以上でございます。ありがとうございました。

○今本部長

特に私が問題提起したいのは、これまでの計画案はステップ・バイ・ステップでやっていく。例えば当面は10年である、それが済んだら30年である、そういうやり方をやってきたわけです。そういうやり方だと、常に壊滅的被害に遭うおそれが非常に大きい。そういうことをやめて、例えば10年に1回の雨を対象にする。これはハードで対応しよう。だけど、ソフトの部分でどんな場合でも

壊滅的な被害を避けるようにしようではないかというのが今回の私の提案なんです。これは私のというよりも、この淀川水系流域委員会がこれまでずっととってきた一貫しての方針だったと私は思っています。

ですから、例えば、ダムを例にするとまずいかもわからないんですけど、淀川には合計5つのダムが必要だとします。そのうちこの30年では3つやりましょう、残る30年であと2つやって最終的な目標にしましょうというのがこれまでのやり方だったと思うんです。私の言うのは、もし3つやるんだったら、あとの2つ分を別の方法でとりあえずやろうと。別の方法というのは流域対応です。そういうことで常に今から壊滅的な被害をなくすようにしたい。特に流域対応はもうあしたからでもできるわけです。これによってかなりの部分ができます。だからといって、それをしたからもうハードな対応は少々おくれでもいいんだというわけじゃないんです。もう一生懸命、対応限界洪水というのはそういう意味です。

この対応限界洪水というのはちょっと耳なれない言葉かもしれませんが、耳なれないといいますか、私がつけた言葉です。これは「自分でできるだけ対応を」ということです。かつてはそうだったわけですね。江戸時代ぐらいまではできるだけ対応です。明治に入ってからでもできるだけ対応です。明治のころの対象洪水の流量の決め方というのは非常に特殊でして、これはもう全く政治的な判断なんですけども、利根川であれ淀川であれ、全部同じです。流域の大きさなんかには関係しません。「ここはこうする」、「淀川とこれがこうだったら自分のところはこうしなさい」と。「自分のところもこうせえ」と言ったって「いや、おまえさんのところはちょっとだめだから」ということで、そういうような形で決めた時代もありました。

だけど、原則として私はもう、今振り返って考えてみますと、この委員会でも既往最大を対象にするのか、既往最大規模を対象にするのかということで随分以前から河川管理者と議論したことを思い出します。しかし、その議論は不毛であったな、無意味であったなと今思っているんです。どんなんでもいいじゃないかと。できるだけ大きければいいじゃないかと。そのほかのことは流域対応でいくべきだという考えですね。そこが大きく違うと思うんです。

○千代延委員

はい、金盛委員、お願いします

○金盛委員

補足的なことになるかもしれませんが、先ほど申しましたように、ある流域の治水の基本の目標をつくって、それに向かってステップ・バイ・ステップでやります。そのステップ・バイ・ステップでやりますときに、第1段階で、ダムが必要かもしれないのに、あるいはそういう洪水調節

の施設が必要かもしれないのに、堤防強化といいたいでしょうか、あるいはソフトという、これは当然の話なんですけど、そういう必要性は当然認めますけども、認めますというか、それは必要なんですけども、そのことだけをもってそういう、しかも今事業中のダムなんです。そういうものが先送りされることであつてはあかんと、こういうふう思うわけです。

#### ○千代延委員

ほかの委員も遠慮なく議論に参加してください。はい、本多委員、お願いします。

#### ○本多委員

本多です。この話には、私、恐らく2つ課題があると思っています。1つは、もし違う意見が出てきて、それをどう扱うのかという手続な問題と、今のように論理的な問題と2つあると思うんですね。

1つ目の論理的な問題で言いますと、1期の流域委員会が提言をつくり上げてきたわけですけども、これは端に流域委員会の委員だけが作り上げてきたというものではなくて、河川管理者とキャッチボールをしながら、言えば河川管理者からも「破堤の輪廻」とかいうような逆に我々に対するボールも投げられたりしながら、これは双方で作り上げてきたものであったというふうに私は思っています。単純に委員会が河川管理者に一方的にまとめたものを投げかけたというものではなかったのではないかとこのように思っています。その際にも、一丸となったわけではなくて、やはり少数意見というものも随分ありました。ダムも、賛成という方もいらっしゃいましたし、100%合意したわけではありませんが、そういう意見もきちっと少数意見として扱いながらやってきた過程があったと思います。

それともう1つ、手続面で言うとするなら、私が生まれる前から日本国憲法というのがあります。私は一切その憲法にかかわって決めたことはありませんが、しかし、後から生まれた人間としてもそれに従うということがあります。それはもう当然のことだろうと思います。しかし、今に合わなかったらそれを変えるという権利を持っているんだろうと思います。

ですから、流域委員会も過去決めたことが変わるということはあるかもしれません。提言が変わるというようなこともあるかもしれませんが、その場合にどういうルールで変わるのかとか、それから今までやってきたことを、市民の皆さんやいろんな方々が注目する中で決めたことをどんなふうに我々は説明をしていくのかということと我々が提言したことに対して河川管理者は真摯にこの整備計画をつくってこられたということがありますので、そうすると、もしその考え方を改めてそれをするとすると、河川管理者に対してもどういうふうに対応していくのかというような問題があるんじゃないかというふうに思います。

恐らく議論としては納得いかない意見というものはもう絶対あるだろうと思いますが、じゃその意見をもってどうするのかといったときにその先が見えないような気が私はしています。

私は、金盛委員にぜひお願いしたいことは、この委員会のわずか数分間しかしゃべれないような時間制限の中でいろいろおっしゃっていることはよくわかりますが、できればきちっと、委員には参考資料1で意見を上げるような場も設けられていますので、そういう論理展開をしてくださることも必要ではないかなというふうに思います。以上です。

○千代延委員

ありがとうございました。村上興正委員、お願いします。

○村上興正委員

僕は、金盛さんと今本さんの違いはそういう問題ではないと思っています。金盛委員も堤防強化が最も緊急課題であるというところは一致している。ただ、その現状認識において、ダムを前提とした場合は堤防強化がおくれているという事実認識を私は持っています。だから、ダムを前提とした途端に堤防強化というのは優先順位としては大分後回しにされているんじゃないかということを考えてます。そうしますと、そのダム問題という話と堤防強化という問題は無関係ではないというのが私の考えです。

そうしますと、優先順位のつけ方として堤防強化を優先するというのは非常に合理的ですし、それからダムが最後の選択肢というのは、私は環境問題を扱っているものですから、そういう問題に関してもやはり最後の選択肢と考えるべきで、それも他の選択肢と並べて、その上で考えるべきだと思っています。その違いはそこにしかないと思うんです。だから、その違いをダムをぼんっと前面に出して議論するか、それを後ろにおいて議論するかという、そういった違いであるというような感じがしているのですけどね。

○今本部長

いや、事業中のダムについてでもやっぱり違うと思います。私は、事業中であろうと、やめられるものはやめたらいい。確かに単なる計画段階で決めるのは非常に易しいということはよくわかるんですけども、事業中も例外ではないと思っています。

○千代延委員

ほかの委員の方、どうですか。はい、寺川委員、お願いします。

○寺川委員

今本さんの問題提起でこれまで我々がやってきたことをもう一度振り返っていったというか、そういう点で非常によかったと思いますし、また金盛委員が的確にこれに対するご意見をお出しにな

ったのについても大変よく理解できて、何か余り意見が違わないように理解したんですけれども。

特に私もなるほどと思って聞いておりましたのはその堤防強化の問題でして、ダムにかわるものが堤防強化だというふうなちょっと短絡的な議論が、議論といいますか、これまでの受けとめ方になってしまった嫌いがあるんですけれども、決してそうじゃなくて、先ほどもありましたが、代替案をいろいろ検討して、その最後の選択肢として、代替案よりもダムに頼るのが最も有効である、もうそれしかないというときの選択肢ということで決めるという点は金盛委員も別にそれでいいというふうに理解したわけですが、それとは別に堤防強化は絶えずどんどん進めていく緊急の課題であると、こんなことかなと思って理解したんですが、違うんでしょうかね。

○千代延委員

金盛委員、お願いします。

○金盛委員

金盛です。ご理解をいただいて大変ありがたいんですけども、1つ、村上興正先生がおっしゃったんですが、堤防を強化すればダムは要らないとか要らなくなるとか、あるいは規模が小さくなるんじゃないかというふうなことについては全く見解を異にしまして、ダムの議論と堤防強化とはもう全然別の話であると。ダムがあろうがなかろうが、ダムの計画があろうがなかろうが、堤防強化は堤防強化としてちゃんとやってもらわんといかんわけですし、現実にはダムがもう完成しとって堤防があって、その堤防が問題であれば、これはちゃんとやってもらわんといかん話でありまして、本来堤防強化とダムの話は別であると。

ダムは洪水の量の問題なんですね。量の問題。これは、流せるか流せないかという堤防の構造といいましょうか、そういう話でありまして、本来別であると思っています。これが前回議論になったような、要するに余裕高のような考え方から出てきているんじゃないかなというふうな感じが私はいたしております。

○千代延委員

はい、嘉田委員、お願いします。

○嘉田委員

嘉田でございます。私、今まであえてはつきりこの点は申し上げなかったんですけれども、確かにハードとしては、例えば「これだけの雨量が降ってこれだけの水をためる。そしたらこれだけの水位を下げる効果がある」ということで計算上はダムも堤防も同じような効果を出せると思うんです。そのときに「じゃ、どれだけのコストがかかるのか」というのでコストベネフィットアナリシスをしてながら今まで計画をつくってきたわけですが、私自身はこの河川工学の計画自身に全く素人

ですが、社会学的な立場から疑問を持っております。

どういうことかという、これは現場を歩けば歩くほど見えてくるんですが、同じように30cm水位を下げる効果があるとしても、ダムというのは住民にとっては遠い遠い世界なんです。だれかが、お上がとっても大きなお金でやってくれて、私たちにはかかわりがないという。この社会的かかわりをなくすという意味ではダムはとっても効果的です、社会学的に。それに対して堤防というのは目の前にあるんです、住民にとって。堤防はほっておけるわけではないし、それを維持管理する、草刈りはどうするんだ、木が生えてきたらどうするんだというような形である意味で地域の人たちにとってはいつもケアをしなければいけない、かかわりを持たなければいけないという意味で、水量として同じだとしても、人々から見たら意味の違う治水施設だと思っております。

そのようなことから考えると、過去30年～40年ダムをつくり、確かに水量は上流で減らせたと思うんですが、社会学的には危険度が高くなっているということを改めて申し上げたいわけです。ですから、ある意味で第3の視点でございませけれども、ダムに依存することは社会的な危険性があるということを今の議論の中で言わせていただけたらと思います。

○千代延委員

はい、村上興正委員、お願いします。

○村上興正委員

僕の理解では、ダムと堤防強化は無関係とは絶対思ってません。僕の理解では、堤防を強化すると、河道の流量は増加してもいい。したがって、基本的にはためることと流すことという二側面があって、その両方を加味しながら今までやってきたと思うんですよ。それで、流すことの方の流量が増大するとためることも必要でなくなるというのは理屈としてはあり得るんで、僕は関係あると思います。

○千代延委員

はい、川上委員、お願いします。

○川上委員

私もダムと堤防とは大いに関係があると思います。

例えば木津川上流は、木津川上流ダム群と言われておりますように、ほとんどの主要河川に全部ダムがあります。下流にも高山ダムがあるわけですがけれども。降雨分布といいますか、雨の降り方はそれはまちまちだと思いますけれども、仮にこのダム群、木津川上流域全体に非常に大きな雨が降ったというときに、ダムがコントロールできないほど降ったら、これはあと何で防ぐかという堤防に頼るしかないわけですね。



## ■第33回淀川部会（2005/12/13）議事録

そういう意味において、やっぱりダムとそれから堤防というのは、非常に不可欠な問題が私はあると思います。ダムをつくったから堤防を整備しなくていいということは絶対ないわけですから。そういうふうに思いますけれども。

### ○千代延委員

はい、高田委員、お願いします。

### ○高田委員

ダムが何で嫌がれるかというか、それとおもしろいのは、同じようにやっぱり数十年に1回の洪水を避けるために遊水地をつくと。

例えば、大阪では50haほどの巨大遊水地が2カ所あるわけですね。多分、あれはダムを1個つくるよりお値段、用地買収やらその辺の値段からいったら高いはずです。

しかし、反対運動は出ません。それは何でかと言うと、ダムは30年に1回しか使わない洪水対策。ところが、そういう遊水地は運動場に使ったり、そういう自然環境保全地域に使ったりということですから、30年に1回だけ使えない日が出てくる。その違いというのは改めて考え直す必要がある。その辺がいわば月とスポンの違い、利用に関して。そういうことも考えて水をためる、流出抑制施設をつくるというのは、農業による地役権の場合でも基本高水、かなり高いわけですから、それでつかる頻度というのは多分最初に考えているよりずっと少ないだろうなと思います。

### ○千代延委員

はい、金盛委員、お願いします。

### ○金盛委員

お二方の先生の意見に意見を申し上げたいと思います。

まず、今の高田先生のお話ですが、寝屋川の遊水地は2カ所じゃなしに4カ所か5カ所あると思いますけれども、皆買収方式でやりましたものです。だから、大変建設費も高くついておりますが、これはほかに方法がなかったんですね。ダムサイトなんていうのは生駒の山ですから、あんな急峻な山でダムサイトなんか全然ないわけです。かといって河川の拡幅もできません。したがって、地下河川だとか放水路だとかこの遊水地でやったわけです。したがって、ダムが、先ほどから申し上げているとおり、この方式が河川の上下流を遮断して自然にいろんな影響を与えるわけですから、最後の選択肢であるということについては何ら寝屋川の方針と変わるものじゃないわけです。

それから、今、川上先生がおっしゃった、要するに堤防を強くしたらダムの容量が減らせるんじゃないかということなんですが、堤防の高さを決めるためにハイウォーター、ここまで流れてくるであろうという対象洪水に対するハイウォーターを決めますね。そのハイウォーターを決めるとき

に、そのときの測量だとかから、要するに河川の形からハイウォーターを決めるんですが、これが、いや、というのか、川の断面をこんなふうにしようという形で計画の断面をつくって決めるわけですが、このハイウォーターが計算されたときの計画どおりの川がずっと維持されるかどうか、あるいは計算そのものにも予想外といいますか、不確定なところが随分あるわけです。ですから、維持だとか管理だとか、それから計画の決め方にもあって、ある水位がそれが全くそのとおり正確だということではないわけですし、そういうことのためにハイウォーターに対してある堤防高をとっているというのが通常考え方だろうと思います。

したがって、その間は堤防が強かろうが、弱かろうがと言ったら変ですけど、堤防の強化とは関係ない話なんです。だから、堤防がある限り堤防は強くしないといかんです。ハイウォーター、堤防を強くしたらその分は水を上げてもいいんだと。それは堤防は実際もつかもしれませんが、それは計画論に取り込むかどうかということについては、いまだ私はその見解を異にするのであります。

○千代延委員

はい、ありがとうございました。

今の堤防の議論はこの間から何度も出ておりますけど、結局公式にハイウォーターレベルを変更するかしらないか、今のところはそういうことが公式には行われていないわけです。実質は少しぐらい上げても耐えられるのではないかと、そことの違いが相当あるのではないかと。見方の違いですね。というふうに、この前からの議論を聞き、きょうもまたそのようにお聞きしたわけですが、ほかに。

はい、村上委員。納得いかんようですから、どうぞ。

○村上興正委員

今の話、堤防強化というのは浸透、侵食に対して今まで強化してきて、越水に対しては今後含めようという話で、その越水に対しての堤防をかき上げることに関してはその話かもしれませんが、とりあえず浸透、侵食に対して堤防強化しようということは河道の流れる量に対しての問題であって、余裕高の話とは違うと思うんですよね。だから、その話は2つに分けて考えるべきじゃないですか。

○綾委員

村上先生の話ですけども。河道を改修して、堤防を上げてかさ上げして流下能力をふやすという議論は今までずっとされてなくて、国交省の方でもそういう政策はとらないということですからずっと来てるわけですよね。

## ■第33回淀川部会（2005/12/13）議事録

金盛さんがおっしゃっているのは、とにかく降ってきた量を減らす方法があるかという話と流下能力をふやせるかという話とが混同されていると。金盛さんの考え方に立てばね。皆さんの議論は、その辺のところを混同されているようなところ、僕はあると思うんですね。

僕は別にダムに賛成するわけでもないです。ないですけども、ダムが大きな降雨があったときにあんまり効果がなくなるのと同じことで、河道に対してそれだけの河道の疎通能力があるかということはないわけだから、それなりの越水もあって当然そのときは氾濫するわけですよ。破堤とは言わなくても越水して出ていくわけですね。だから、そういうところはきっちり議論しないと、あんまり感情的なことでやると困るということになると思いますけど。

### ○千代延委員

はい、今本委員。

### ○今本部長

せっかくの機会ですから、もう一遍「人間生存」も議論しませんか。環境のためのダムの問題で人間生存というのが随分これまで議論されて、いわゆる決着といたしますか、これは最終的には皆さんのいろんな寄せられた意見を参考にダムワーキングで案をつくります。最終的には委員会で決めてください。しかし、少なくともあの問題についてでも議論がかみ合っていなかったような気がするんですよ。ですから、できたら堤防の問題、ダムの問題をやめて人間生存やってください。

### ○千代延委員

傍聴の方、ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、きょう、意見書の「はじめに」のところ、意見書の初めのところですね。1ページの「1-1 環境面からみたダムについての基本的な考え方」という3行目に、「人間生存に不可欠と認められる場合」と。この表現について、もともと提言のときですか、これが最初に出ましたのが。提言のときに出てまいりまして、その言葉を、過去にも何回か出ておると思うんですけども、今回もこの「はじめに」の中で、環境のところへ入れようという意見と、それは余りにも過激ではないかという大きく言えばそういうふうに見方が分れてまして、これまで琵琶湖部会、それから木津川上流部会でもかなり意見が闘わされております。そのことをあと残り少ない時間ですけどもやろうかということでございます。

はい、寺川委員、どうぞ。

### ○寺川委員

そのことはやったらいいと思うんですけど、今堤防強化の問題とダムの問題でかなりいい意見を出しているの、できたらもう少しやっていただいた方が。「はじめに」は次の猪名川部会でもできないことはないかと。

○今本部長

では、先ほどの余裕高の話ですけどね。河川管理者は余裕高を必ずとります。それをなくそうなんてことはしません。しかし、現実の堤防で余裕高のない堤防だってあります。堤防の構造が変われば、私は余裕高の決め方も変えていいんじゃないかと。

それと大事なのは、余裕高であろうと何であろうと堤防強化をすれば実質上の流下能力はふえるということです。これを計画の中に入れるわけにいかないという金盛さんの意見には私は賛成です。計画の中に入れたらいかんと思います。計画というのはある程度の余裕を持ってないといけませんからね。

そういう意味では、私は金盛さんと違わないんですけどね。だから、何か話をしていると、私もどこが違っているのかなという気がします。それは同じ年に同じ河川工学の授業を聞いた人間ですから、当然共通しているところは多いと思いますけどね。

○千代延委員

はい、高田委員、どうぞ。

○高田委員

今の余裕高の考え方に関しては私も同感です。どういうふうにするかの問題。だから、非常に溪流を勢いよく流れている流速の速いところだったら余裕高は大きく要るだろうし、平たいところをとろんと流れているところだったらかなり低くしてもいいだろうと。

今、破堤しない、もちろん洗掘、上を水が越えて壊れるというのは最悪の破壊パターンで、それをなしにしたいというのは当然で、これがこの流域委員会ではいつも言われているわけです。この前も今本さんと話したときに、これは強度に対する流水抵抗、水の疎通力に対する堤防の実力という言葉で言ってたんですが、例えば地震に対して橋梁構造物なんかの落橋しない、橋脚が横へひん曲がってもけたが落ちない、そういう設計が今できてます。要するに、最終耐力というか。それで、やっぱり下へけたが落ちたらだめですから、それは我々がいつも言っている壊滅的被害を出さない。これと同じ話じゃないかなと思ってます。

ですから、余裕高の話はまた別の課題として、堤防が水が越えても壊れないというような実力を上げるということが皆さん一致する内容であるし、それが目に見えない安心、要するに安全・安心の安心の方もそれで満たされるだろうなと。そういうふうになってます。

○千代延委員

予定からしますと、この後猪名川部会がありますから、大体あとですね。

○今本部長

いやいや、一般傍聴者の意見もありますので。

○千代延委員

いやいや、それを含めまして皆さんのこの今の議論はもう5分ほどで打ち切りたいと思いますので、この際と思われる方はどうぞ。

はい、村上委員、お願いします。

○村上興正委員

先ほど今本先生が流下能力の話は計画の中に入らないと言われたのがさっぱりわからないんですけどね。基本高水の配分量というのをみますね。1971年につくられたやつをみますと、ここで何ぼカットしてカットしてダム群があって、流下能力何ぼあって枚方は1万2,000というふうになってますね。これは当然河道の能力を考えているからそうなると思うんですよ。だから、その中は流下能力を考えていると思うんですよ。

○今本部長

いや、私は堤防強化をしても余裕高を小さくして今の流下能力を上げるということ、少なくとも現時点では、河川管理者は認めようとはしないであろうと。せんでしょうな。僕はしないと思うんですよ。できないと思うんです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。堤防補強については今我々、浸透あるいは洗掘ということに対してはどのような現象であるかということがわかっておりますので、それに対してどういう対策を講じればいいのかというものがあります。だから、それを講じようとしています。

ところが、越水ということになりますと技術的なものが確立されていないということで、これはある強化をすれば越水に対しても一定効果があるというようなことは確かにあるんですけども、それが確実に大丈夫であるというようなものが現在のところありません。先ほどの議論の中でも、堤防補強をしたときに堤防のうんと天端近くまで流れ得ることが確かにございますが、それを計画の中に見込んで確実に大丈夫だと言うからには、これはたまたまオーケーだったからいいというわけではなくて、確実に大丈夫であるという技術的なものがなければ、そういう扱いにはできないだろうと思っています。

ですから、結論として、確かに今の時点では、これこれこういう堤防補強をすれば堤防の天端近くまで流すことができ、同じ堤防であるけれども流れる量をふやすことができるというようなことは、残念ながらまだ私どもは言えないと思っております。

○千代延委員

はい、ありがとうございます。

はい、荻野委員、お願いします。

○荻野委員

荻野です。ちょっと恥を忍んで無知を、怒られると思うんですが。

以前、社会資本整備小委員会河川分科会の資料をいただきました。この中には、昭和46年の工実がその基本方針にそのまま使われていて、20年間ほとんど流域委員会で議論されたことがこの社会資本整備審議会に反映されてないのではないかなという疑念がこの資料の中にあります。

その一番後ろにちょっと気になる文言もですね。例えば、本委員会が河川整備計画策定にかかわる特段の役割を有するものではないというふうにくぎを刺されていますが、この委員会で配られて、これを見せてもらっている限り、20年間工実がそのまま現在も金科玉条のごとく使われていて、一方我々はそこで、いや、それじゃあかんという問題設定が宮本さんからなされて、それに意気を感じて必死になって治水のことを考え始めたのが我々のスタートであった。そこは河川管理者であれみんな共通の認識だったと思うんですが、そのことがまた今5年後に中央でまだ20年前の工実がいかにも生きているように思います。

それはなぜかと言うと、例えば淀川本川の基本高水が1,700t/sで、5,000t/s取って1,200t/sが基本高水だと。それぞれ川で分担してもちましよう。分担するときに、ここのダムは何ぼです、ここのダムは何ぼ、ここのダムと割り当てが全部ついているわけですね。それが工実なんです。それを何とかしようやないかということがこのところでベースとしてあったわけですから、そのベースの上に今本先生、チームのリーダーを中心に考えがまとまって来た。そのことが本当に今の基本計画に盛り込まれるんだらうかというところに、物すごい我々心配を持って問題提起されたのはそこではないかなというふうに思ってます。だから、そのギャップを何とか埋めないと我々も安心して眠れないという感じです。

○千代延委員

今、河川整備基本方針の進行中の話ですね。それに対する懸念を今述べられたと思うんですが、どうしましょう。この問題はなかなか難しいと。我々は一応河川整備計画に対して諮問という役割でありますのでなかなか難しい立場だと思うんですが、今本委員、どうか。

○今本部長

見通しから言いますと、まず取り上げられないです。無視されてます。嫌われてます。

ただ、私が言いたいのは、いいことをしてたら必ずこっち向いてくれると、心の中では向いてい

と思うということです。

○千代延委員

荻野委員、そういうことでございます。

はい、川上委員。あと、どなたかいらっしゃいますか。もうそろそろ限定して。それでは、最後に。

○川上委員

私は多分寺田さんが最後に一言言われるんじゃないかと思って待ってたんですけどね。河川法改正の趣旨といいますか、あるいはそのいきさつといいますか、背景といいますか、その辺のことをよく踏まえて、この治水の問題もそれから環境の問題も論じなくちゃいけない、考えなくちゃいけないということだと思っんですよ。

第1次流域委員会の多分初めのころだったと思いますけれども、今までの河川整備のあり方について河川管理者は非常に反省しているというふうなことを、特に長良川河口堰の例を挙げてはつきりおっしゃったというふうに記憶をしております。今、たびたび話題に上がっている工事实施基本計画、昭和46年です。河川法が改正された平成9年からさかのぼって何十年も前の話ですよ。それがいまだに亡霊のごとくまかり通っている。そして、それが河川整備方針の策定のベースになっているというのは、これは時代錯誤も甚だしいと私は申し上げたい。

今のダムとそれから堤防の問題に関しましても、やっぱりその辺の考え方を換えよう、あるいは河川整備のあり方を根本的に見直そうという趣旨をよく理解して取り組むべきじゃないかというふうに私は思います。これは寺田さんが何かおっしゃるんだろうなと思ってたんですけども、申し上げてしまいました。

○千代延委員

それでは。

○嘉田委員

一言短く。

○千代延委員

はい。あと、寺田委員長、ございますか。遠慮なせずに。

○嘉田委員

最後にまとめていただいて。

○千代延委員

嘉田委員、最後をお願いいたします。

○嘉田委員

寺田さんに最後までめていただくとして、私、ありていに申し上げますと、基本方針の中をすべて議事録読ませていただきました。先ほどの荻野委員の懸念どおりだと思います。果たして、この委員会の中で、具体的には金盛委員とか池淵委員とか、あるいは谷田委員、今はこの委員会ではないですが、エクス委員ですね。エクスというのはプレ、以前の委員のご意見というのはもちろん個人的なご意見ですから個人的に言っていただいたらいいと思うんですが、これは願望ですけれども、できるならば私たちの思いを国の基本方針で伝えていただきたいなというのが切実なる思いでございます。

つまり、何百回何をやってきたんだろうと。昭和46年のは昭和39年の河川法の精神にのっかって具体的に行政が決めた計画です。その後、確かに今皆さん、川上さんがおっしゃったように河川法が改正され、社会も大きく変わり、戦後50年体制というのがいわばあちこち日本社会がたが来て、どうにかしなければいけないと皆が切実に思っているときに出てきた河川法改正だと思うんですね。それに対応した基本方針だと思うんですが、その基本方針のところにはいわばこちらで議論したことが何も反映されないとすると大変寂しいなど。具体的につながっている委員の方がおられるがゆえに。ですから、きょう池淵委員なりおられないんですけど、ぜひともそのあたりつないでいただけたらというお願いを。金盛委員、お一人の肩に乗せるわけではないんですが。

それで、また基本方針のを見せていただきますと1人が本当に1分か2分しゃべるくらいで、1時間、2時間の間に何でこんなに大きな議論がこんな短時間でできるんだろうと思うぐらい不思議な委員会ですよ。それでもあちらの方が上位計画で方針が決まっていくわけですから、そのじくじたる思いというのをぜひとも受けとめていただけたらというお願いでございます。

○千代延委員

はい、ありがとうございました。

嘉田委員の熱い思いで、これで打ち切りしようと思いましたが、最後寺田委員長、いかがでしょうか。

○寺田委員長

委員長の立場というよりも全くの個人的な立場で。川上さんからボールを投げられたので、何かボールを受けとらないかんようなのでちょっと発言を。

ほとんどのことは今まで言っていたいでいるんですけども、川上さんも今言われたことであるんですけども、平成9年の河川法のやはり大きなところは、それまでの工事実施基本計画という一本立てを、この基本方針と整備計画というものに2つ分けたということの意味はだれもが否定でき



ないわけですね。ここにはやはり分担があると思うんです。これは先ほどから金盛委員も、またきょうの先ほどのメモ、今本先生がおつくりになったものもまさに丁寧に書いておられるとおり、基本方針というものはまさに長期計画、ずっと先を目指すものであるわけですね。それとやはりおのずから違うこの整備計画というのは、当然のことながら当面二、三十年というものの中で一定の整備を達成するという内容として考えられていると思うんです。こういうふうに分かれたということは大変大きな意味があるわけで、そういうところから工事実施基本計画一本であったときの基本高水というものに対する考え方と、この2つに分れた中での基本高水もしくは対象洪水といえますか、そういうものに対するとらえ方というものはおのずから違ってくるわけですね。だから、これをごっちゃにして議論してはもちろんいけないと思うんです。

この前の琵琶湖部会のときに、少しその辺が整理されないような中で議論がありました。けども、そこでの議論を経て、それほど違わないということが実は委員間では共通認識になったのではないかと。つまり、今本リーダーの方がいろいろ説明されたことの内容は、この基本高水というものを無視もしくは否定するというものじゃ全くない。やはり、この整備計画というものも当面この二、三十年の中で達成しようとする治水対策というものを考えるときに、どういう方法で治水対策を行うかというときに、一定の対象洪水というものをもちろん考えるわけです。きょうのメモでは、新しい言葉として対応限界洪水というのが出てきてますけども、やはり一定のものを対象として考える中で、いわゆる河川対応とか流域対応とか、またダムなり堰なり堤防強化、そういうものの分担というものの優先度をいろいろ考えながら検討しようじゃないかという基本的な考え方、これはもう全員の共通のものじゃないかというふうに思うんです。

ただ、今、嘉田委員もおっしゃったように、個々の個別の対策の中で優劣とか比重という点になってくると、少々の皆さんの認識の違いがあってもこれは当然のことだと思うんです。だから、抽象的なところの理念とかというふうなところの考え方は、きょうこうして整理して議論をさせていただいたようにほとんど変わらないと。そういうぐあいに言って何ら間違いじゃないだろうと思います。

あとは、個別のダムの可否とかダムにかわる代替案の検討とかという中で考え方が違うところが出てくるとしても、まさにこれはさまざまな意見、多様な意見というものがあってしかるべきもので、それが大多数の意見と違った意見があれば少数の意見として尊重されるべきもので、そういう形でこれまでも委員会をやってきましたから、今度もそういう形で多分意見のとりまとめがやっていただけるんじゃないかというふうに思っております。

○千代延委員

はい、ありがとうございました。熱心なご討議、ご議論をいただきましたが、一応これで打ち切らせていただきます。

[一般傍聴者からの意見聴取]

○千代延委員

それで、大変お待たせいたしました。会場の傍聴の皆さんにこれから発言をお願いしたいと思います。まず最初に大戸川ダムについて、そちらの方を先にやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

○傍聴者（藤田）

「はじめに」のところであるんですけども。

○千代延委員

それではどうぞ、それをお願いします。

○傍聴者（藤田）

4ページの利水の関係のところなんですけど、河川管理者は「既往最大規模の渇水に対して断水を生じさせない」ということを目標にしている、これに対して委員会はよいとか悪いとかいう議論はせずに議論を進めておられます。しかも、5ページのなお書きのところにあるんですけど、異常渇水時の緊急水補給についてまた議論しておるんですけど、このところで、異常渇水時には正常流量を下回ってもよいと。まあ言ってみれば維持用水を食うという議論には、委員会としては是としているのですが、私はこの議論にはくみしないと考えています。最後の行で「地域社会の合意を要する問題であるが、河川管理者は主導的に関係者と協議して、早急に方向を示す必要がある」と言うておるんですけども、この辺はいかがかと思えます。

というのは、私が言いたいのは安全度の議論です。河川管理者は今10分の1をとっているのですが、これを20分の1、30分の1にすれば異常渇水時、異常渇水時という定義は難しいんですけども、30分の1にすればもっと。50分の1ぐらいの渇水が来たときの議論としてはこういうなお書きのところはうなずけるんですが、10分の1ぐらいの安全度のときの議論としては、再三発生するという点でいかがかと思えます。

要するに、「これからの日本の利水と安全度というのはいかにあるべきか」というのを議論するのがこの委員会の務めではないかと思うんですけども、それについては何ら意見、議論を聞かせずこういうレポートが出てきておるといふ点では非常に不満なんです。以上です。

○千代延委員

はい、ありがとうございました。

ほかに大戸川ダムの方の意見はございませんか。どうぞ、後ろの方。

○傍聴者（酒井）

ありがとうございます。桂川流域住民の酒井です。今発言された内容を考えてみますと、大戸川に関しては、7月1日の近畿整備局方針で、「当面実施しない」という部分に関係あるわけですが、後の淀川部会の問題もそうですが、今、社会資本整備審議会河川整備基本方針検討小委員会中央でやられています。これは違うところで発言せなあかんのかもわかりませんが、少し発言させてください。

荻野委員がおっしゃられた部分で「計画の資料なるものを見ると」という話があったわけですが、この資料というのは委員の方々に配布されたのか、渡されたのか、いつの時点の資料なのか、11月30日の審議の資料なのか。そうであれば、一般住民にも配布して下さい。

○千代延委員

荻野委員が言われたのは多分、10月3日の資料だと思います。インターネットで引き出すことができます。

○傍聴者（酒井）

そういうことじゃなくて、簡単に終わりますが、その内容も含めて、金盛委員の議論もありますが、河川整備計画、中央でやられている会議の議論が反映されてないのです。現場は同意していません。5ダムの議論も含めて淀川水系流域委員会の意見が反映されてないということです。まさに今日の小泉内閣流構造改革でも、何もかもがトップダウンで皆やってしまう、これが現状の構造改革です。社会資本の河川整備というのはこういうものであるというような形での審議のやり方が、各河川、地方の意見聴取をしたということで一方的に、河川法改正前に戻るような審議がされています。

金盛委員、池淵委員、もう1人、きょうはご出席されていませんが、この流域委員会なり近畿地方整備局が。これからの社会資本河川整備というのは現場で住民の意見を聞いて、各整備局単位で意見を言って下さい。ボトムアップで社会構造の変化に対応するような河川整備計画を、淀川水系流域委員会としてしっかり物を言うて下さい。諮問機関であるから言えないということでは余りにも無責任であると思います。それぞれ社会的にいろいろな立場の専門家、学識経験を有する先生方、我々もそうです。その立場が危うくなるとかいうようなこともあると思います。私自身もどうなるかわかりません。学問、専門性も含めて、それも危うくなる方もおられると思います。

先ほど本多委員でしたか、日本には日本国憲法というのがあって、司法と行政と立法が分かれています。民主主義は「主権在民」です。これも大分前に発言しましたが、皆さんがよく考え下さい。これからの次世代の子供たちが川に近づけないような、取り返しのつかない河川整備計画であってはならないし、そういうメッセージを我々は発していかなければならないと思います。以上です。

○千代延委員

はい、ありがとうございました。

それでは、天ヶ瀬ダムの方、お待たせしました。どうぞ。

○傍聴者（藪田）

世界遺産を守る会の藪田と申します。天ヶ瀬ダム再開発について発言をしたいと思います。

まず、きょうの議論を聞いていて非常に議論が低調なのに驚きました。それから、質問に対して的確な回答がなされないということにも非常に驚きました。私たちは10月29日に天ヶ瀬ダム再開発徹底討論というのを宇治でやったんですが、ぜひ委員の方にもそこに出席していただきたいなというふうにつくづく思います。それと、今本委員が「言い続けることが大事」というふうに言われたので、私も言い続けます。

実は、4-3-4「宇治川塔の島地区の流下能力」のところですが、そこで「宇治川塔の島地区の流下能力の増大に関しては、たとえ河床掘削による方法が妥当であるとしても、この地区の歴史的・文化的景観を配慮して、河床の掘削量を極力抑制する必要がある」と、こういうふうに書かれているんですが、ぜひ次のようにしていただきたいと思うんです。「宇治川塔の島地区の流下能力の増大に関しては、この地区の歴史的・文化的景観を配慮して、河床の掘削量を極力抑制する必要がある」の次に「できれば避けるのが望ましい。河床掘削をしないことを前提とした検討が必要である」と、このようにしてもらいたいと思うんですね。

これは、なぜそういうことを言うかといいますと、平成15年12月の「基礎原案に対する流域委員会の意見書」というのがあります。そこではこの塔の島地区については「歴史的景観を保全するために、できるだけ少なくすべきである、できれば避けるのが望ましい」という意見と、淀川部会では「歴史的価値及び景観保全の観点から、現状保全を前提、（つまり掘削しないことを前提）とした検討が必要である」というふうに言われているわけです。そして、今回の意見書の中でも20ページの「景観への影響」のところ、宇治川改修工事で景観が大きく破壊されてきたことを認識されています。そして「流下能力を増大させるための河床掘削はさらなる改変をもたらす」と、このように指摘されているわけですね。

ですから、ここで河床掘削をオーケーしてしまえば景観・環境破壊にスイッチを押すということになると私は思います。私たちは河床掘削には反対です。それは宇治川の特別の価値ということを考えています。

1つは、「世界遺産である平等院及び宇治上神社と、その間を流れる宇治川流域一帯の景観を特に宇治市民のシンボルとして位置づけ、このシンボル景観を背景も含めて保全し後世に引き継いでいくことを市民並びに事業者及び公共機関の務めとします」ということで、宇治市では都市景観形成基本計画と都市景観マスタープランにおいて位置づけています。

そして、国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」を発表されてますけど、その中でも、「すぐれた景観は行政と国民の責務として保全すべきである。これらの地域での公共事業においては景観への影響に特段の配慮を払うべきであり、事業実施の是非、工法について慎重に検討する必要がある」とされています。

そして、新たに制定された景観法では、「良好な景観は美しく風格ある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない」というぐあいに規定しておりまして、実は宇治市では景観計画を策定中であります。

ですから、そういうことを踏まえて私たちは、世界遺産と一体となった宇治川の歴史的景観はやはり特別に保全し継承しなければならない、そういう価値を持っているというぐあいに考えております。

そこで、そういう価値を認識するとするならば、やはり塔の島のところは $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 以下の流下能力を検討することも必要ではないか。それから、流下能力の増大方法の検討は、河床掘削を極力抑えるのは当然ですけど、掘削しない、あるいは代替案の検討が必要だというぐあいに考えています。

そこで、これも先ほど今本委員は却下されたと言われましたが、鹿跳溪谷で景観保全のために検討されているバイパス・トンネル、これをやっぱり塔の島でも検討してほしいということを私たちは言い続けてきましたし、今も言い続けたいと思うんです。それは約2年間、上下流の住民が参加した天ヶ瀬ダムワークで議論してきました。その中で、「塔の島の景観保全のための代替案を検討すること」、そして「塔の島地区をバイパスするトンネル案を検討する」という検討要請意見として出されています。こうした意見を全く無視するというのであれば、住民参加というのは単に文章の問題、絵にかいたもちになってしまうと。

それからもう1つは、河川管理者自身が迂回トンネルというのは非常に困難だということを言い

ながら、「代替案の1つとして課題や問題点を整理して報告したい」ということを私たちに言っていたわけですから、当初からこれを抹消する必要はない。しかも、第45回流域委員会の審議資料で4つの代替案が検討されているわけですから。あれ自身には私は疑義がありますが、そういう中身についてもやっぱり検討する必要があるのではないかというぐあいに思っています。

あと1点だけです。4-3-5の「環境への影響」の20ページのところですが、ここで「従前の景観への復元はほとんど不可能と思われる」というぐあいに記されていますが、私たちはそういう見解には立ちません。天ヶ瀬ダムそのものは撤去できませんけれども、4-3-4の「宇治川塔の島地区の流下能力」で「流下能力を低下させている構造物の撤去についても検討する必要がある」と指摘されている塔の川の締切堤、左岸導水管、右岸の亀石周辺の護岸工事名目の埋め立ては撤去することができます。

これら宇治川本川河床掘削に関連する工事によって宇治川塔の島地域の景観・環境が著しく損なわれたわけですから、これらが撤去されることは宇治川の景観・環境の修復の第一歩であり、私たちはこれらを求めていますし、また求めたいと思います。そして、宇治観光協会会長も、「5年前の景観、もとの景観に戻してほしい、締切堤を撤去してほしい、締切堤がつくられたために観光船は宇治川本川に出られない、船が本川に出るためにはクレーンでつって出す必要がある、鵜飼いはことしは1回も出られなかった、観光客から『池の中でやってる』とクレームが出ている」と言って、締切堤の撤去の意見を出されています。宇治橋左岸上流の埋め立ても私たちは撤去すべきだと考えています。塔の島と橋島の東半分の掘削と直線化、急斜面の護岸問題、これは島をもとに戻すことはできないというふうに思います。ただ、直線化され急斜面になった護岸は修復が可能だというぐあいに私たちは思っています。

ですから、まず、流下能力を増大させるような河床掘削は、案でも出されているように景観・環境破壊をさらに進めるということで、これはもうそれ以外の方法を考えてほしいということをもっと思います。

それから、あと1点だけすみません。その中では「歴史性を踏まえた景観計画を地域住民とともに検討し、再構築することが求められる」というふうに記されています。私たちは同感ですけど、この場合の地域住民というのは一体何を指すのか、ここに非常に問題があります。

私たちは地域住民、市民団体が参加する仮称宇治川委員会を設置して、新たな景観の創出あるいは世界遺産と一体となった景観を考えていくことが必要だということで提案してきました。河川管理者は、ことしの10月1日だったと思いますけど、淀川河川事務所の諮問機関として「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」を設置しました。私たちは、まさに流域委員会が言われているよう

## ■第33回淀川部会（2005/12/13）議事録

に住民参加をするということであれば、委員を市民公募にすべきである、そして私たちも参加の意思があるということを示明してきましたけれども、残念ながら河川管理者は市民公募せずに委員会を出発されたということで、これは流域委員会の第2次委員が公募になったことから見れば、やはり大きな後退ではないかというぐあいに思っています。

ですから、地域住民の参加、地域住民の意見反映のシステムについてはもっと議論をして実体があるものにしなければ、単なる文言に終わってしまう、そういうことになるのではないかと思います。

あと多数ありますけど、時間がないので、また文書で出させていただきます。

### ○千代延委員

はい、よくわかりました。

そのほか、ございませんか。はい、どうぞ。

### ○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。きょうは堤防強化について随分議論がされていたので、お話ししたいと思います。

今現在、猪名川の流域ですけれども、堤防強化の工事が始まっています。その中で、今までの護岸工事に比べてはるかに立派な護岸とか、それからドレーン工の大規模な工事が行われてまして、これだけやってもらえたら随分安全になるだろうなというふうに思うんですけれども、その一方で、堤防ぎりぎりに民家が密集した地域がありまして、そのためにドレーン工の溝は2mも堤体側に後退せざるを得ないような状態になっています。また、その民家の密集している地域では随分前にもドレーン工の敷設があったようなんですけれども、その排水溝を埋めてその上に通路をつくってしまっています。そういうような現状があるわけなんです。

それで、やっぱり国の河川管理者はダムとか大きな河道改修とかにばかり関心があって、足元の堤防の整備とか、あるいは河道内の伐木などの整備ということに関して、余りにも顧みなかったというような現状があると思います。それはダムの問題とは無関係とは言えないと思います。堤防の強化を急いでほしいというのは、現状として今、河道や堤防の管理が余りにもずさんであるということがあると思います。

尼崎市側の方では天端とか段差のところを舗装して道路にしてしまってあたりとか、あるいは堤体の市有地の部分を民家に貸してしまっているような現状があります。ぜひその辺のことを、現状をしっかりと把握して、河川管理者は堤防強化にもっと力を入れていただきたいと思います。

○千代延委員

はい、ありがとうございました。

あと猪名川部会も予定しておりますので、あと1名ぐらいで。はい、どうぞ。これで最後にさせていただきますと思います。

○傍聴者（酒井）

すいません、2回目の発言をします。酒井ですが。

○千代延委員

いや、それはちょっと。あと時間が押しておりますので。

○傍聴者（酒井）

いや、一言だけ。30秒で終わります。あす、宇治塔の島の会議があります。その中でぜひ、ハザードマップの対応や堤防強化については宇治の議会、京都の府市議会の中でも内容が知らされておられないというようなことがあります。それに利水権の費用負担の問題があります。これは具体的に地方議会に出てないわけですよ。

それと利水については、容認はされてますが、この辺も1,500m<sup>3</sup>/sの問題もありますが、京都府京都市、宇治市関係自治体の利水問題についてはまだまだ議論の余地があるはずですよ。地域住民は洪水災害や地震災害のことにに関して、情報を知らされていません。

○千代延委員

短くお願いします。

○傍聴者（酒井）

あと一言。30秒で終わります。

○千代延委員

いや、30秒が長いんです。

○傍聴者（酒井）

その堤防強化、過去の洪水災害のことについては、地域住民には知らされない状況で河川整備計画が進められようとしている。けしからんということです。以上です。

○千代延委員

それでは最後に。お待たせしました。どなたでしたかね。はい、どうぞ。

○傍聴者（生駒）

大戸川ダムなんですけど、16ページの3-2-3「地域社会への影響」ということで、下から4行目なんですけど「これまでの治水はともすれば、行政が一方向的に進めるものとの意識が強かった



■第33回淀川部会（2005/12/13）議事録

ように思われる」ということで、これは一般論が書かれているように思うんです。

それで、大戸川ダムについては今まで、建設事業については行政と住民とが協力して一体的な推進を行っていて一人の反対もなかったということと、また苦渋の選択をされた大鳥居の住民の方もいらっしゃると思いますので、その辺のところを思うと、「これまでの云々」というこれはちょっと不向きではないかなと思いますので、ちょっとまた一考してほしいなと思います。よろしく願いいたします。

○千代延委員

はい、ありがとうございました。

司会の不手際でかなり延長しましたが、最後に庶務の方、お願いいたします。

[その他]

○庶務（みずほ情報総研 篠田）

この後のスケジュールですけれども、22日の委員会でもって最終的にこの意見書が審議されまして、恐らく承認される運びになるかと思うんですけれども、一応それが予定されております。年内はそういうことで、あとダムワーキングでもいろいろやっていきますので、また傍聴の方、よろしく願いしたいと思います。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

淀川水系流域委員会第33回淀川部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

それから、引き続きまして16時半から猪名川部会の予定なんですが、若干時間が押してございまして、おおむね40分ぐらいに開会のめどで準備をさせていただきたいと思います。委員の皆様におかれましては、座席の配置変えをいたしますので、ご面倒だとは思いますが、一たんお荷物を引き揚げてくださいますようお願いいたします。

[午後 4時19分 閉会]

■議事録承認について

第13回運営会議（2002/07/16）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間2週間）。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間をめどに期限を延長し、発言者にその連絡を行う。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。